

事 務 連 絡

平成 2 6 年 7 月 2 8 日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

振 興 課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）」については、本年 2 月 1 2 日に第 1 8 6 回通常国会に提出され、6 月 1 8 日に可決成立し、6 月 2 5 日に公布されたところです。

今般、この改正等を踏まえ、介護保険事務処理システムに関して、現段階で考えられる事項について事務的に整理し、別添のとおり、資料を作成しましたので送付いたします。

つきましては、上記の改正等に伴うシステム改修が必要となることから、貴管内市町村等の担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることのないよう特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

また、本資料につきましては、近日、WAMNET に掲載する予定です。

<照会先>

（インタフェース関係）

介護保険計画課 システム管理指導官 伊原

電話 03-5253-1111（内線 2166）

（介護予防・日常生活支援総合事業関係）

振興課 法令係 矢島

電話 03-5253-1111（内線 3937）

<添付資料>

資料 1 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れについて

資料 2 住所地特例に係る事務の見直しの概要について

資料 3 サービス種類コード一覧

資料 4 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について

資料 5 介護給付費請求書・明細書及び給付管理票様式体系一覧

資料 6 介護給付費請求書・明細書及び給付管理票様式

資料 7 国保連合会とのインタフェースの変更点について

※資料7については、平成26年1月24日付事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」から追加・変更があった箇所を赤字にて示す。

資料 8 受給者異動連絡票の設定内容について

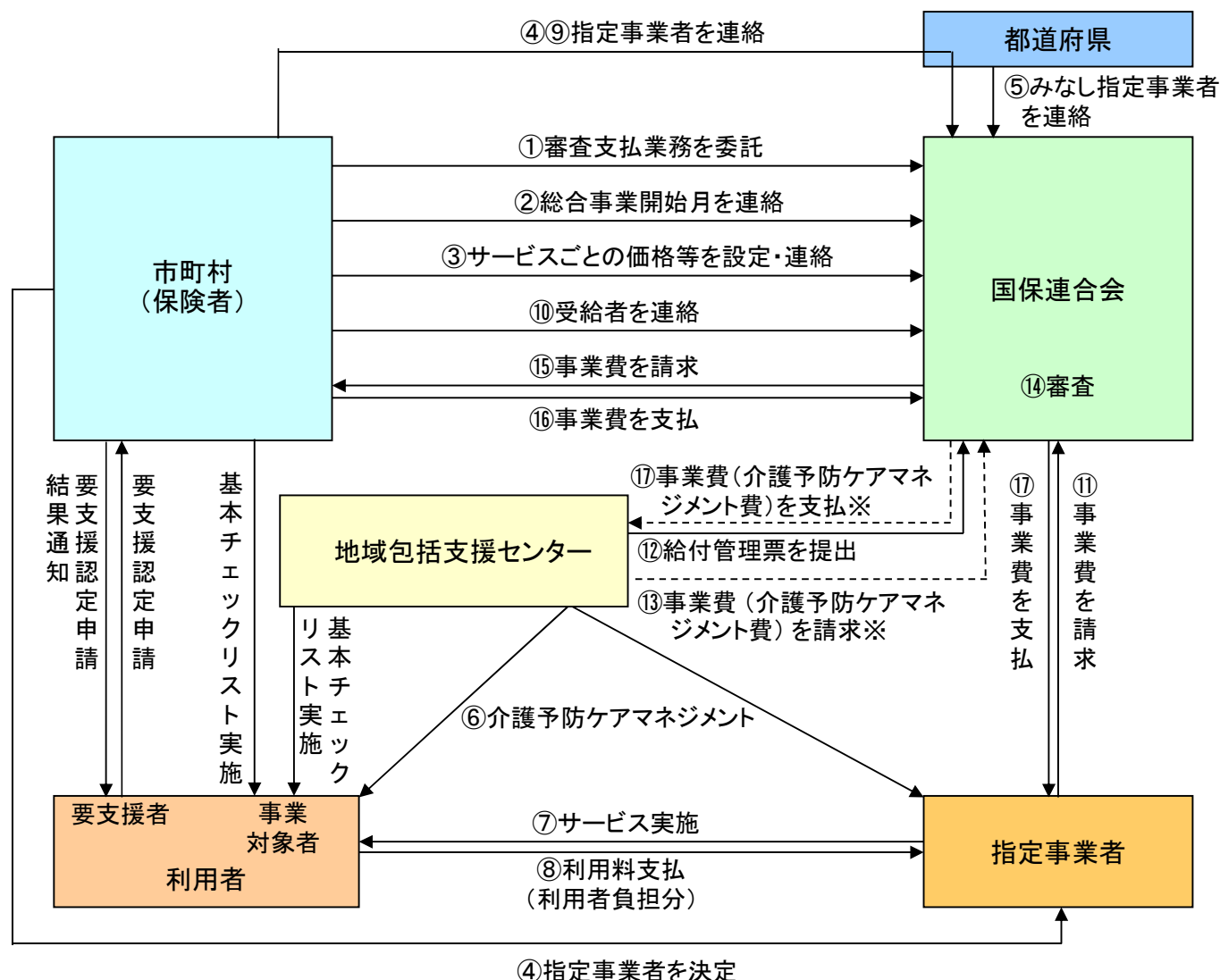
国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の 介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れについて

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払の国保連合会の活用

- ・ 総合事業においても、市町村の審査支払に関する事務が軽減できるよう、現行の給付と同様、国保連合会の審査支払を活用することができるように規定を設けている。（法第115条の45の3）
- ・ 国保連システムにおいては、事業者に対してその人数にかかわらず包括的に支払うこととなっているものや複数の月にまたがった支払によるものは対応できないことから、給付と同様、①利用者ごとの②利用状況に応じて支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払※のみ国保連合会の業務として市町村の委託を受けることとなっており、総合事業においては、指定事業者によるサービスの場合に活用可能である。
※1回のサービスごとに報酬が定められているか、月ごとに包括報酬が定められているもの
- ・ なお、国保連合会において給付管理の審査を行う場合には、給付管理票を作成する必要がある。

2. 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れ

(1) 利用者が事業のみを利用する場合



※⑬、⑰の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。

なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。

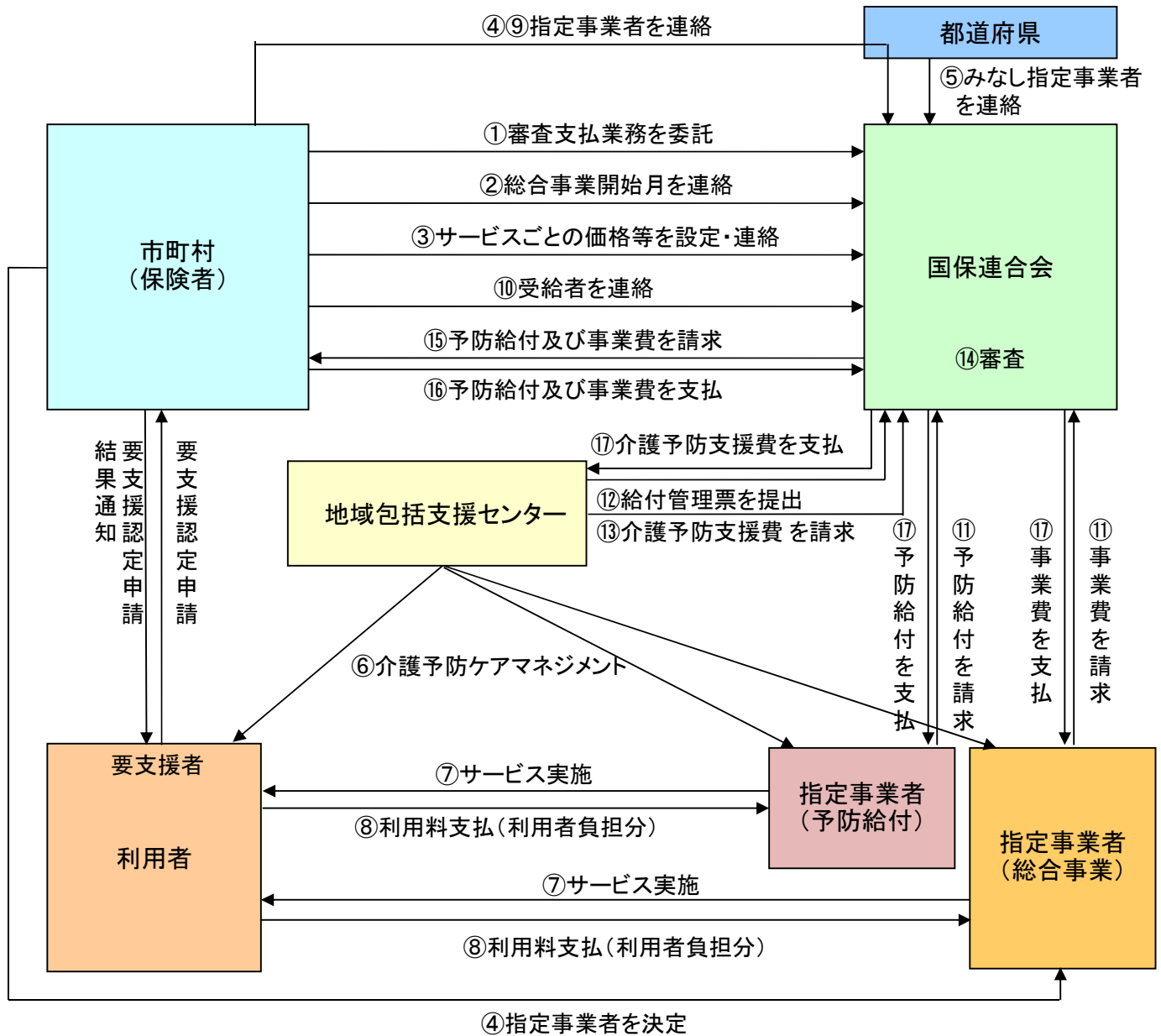
①～⑰は前頁の図に対応している。総合事業で新たに対応する必要がある項目は★印にて示す。

分類		No	事務処理内容
事前準備		①★	審査支払業務を委託 市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ総合事業の審査支払業務を委託する。
		②★	総合事業開始月を連絡 市町村が、国保連合会へ「保険者異動連絡票情報」を送付する。
		③★	サービスごとの価格等を設定・連絡 市町村が、国保連合会へ「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を送付する。 国保連合会で審査支払を行うサービス種類は、介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメント）であり、一般介護予防事業は対象外となる。 ※国保連合会で審査支払をしないサービスについては送付する必要はない。
		④★	指定事業者を決定・連絡 市町村が、指定事業者を決定し、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付する。
		⑤★	みなし指定事業者を連絡 都道府県が、国保連合会へみなし指定事業者（※）分の「事業所異動連絡票情報」を送付する。 ※平成27年3月31日時点で、介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防支援の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして、「事業所異動連絡票情報」を送付する。
サービス提供月前月		⑥	介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。
サービス提供月		⑦	サービス実施 事業者が利用者へサービス実施。
		⑧	利用料支払（利用者負担分） 利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。
サービス提供月翌々月	月初	⑨	指定事業者を連絡 事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。
		⑩	受給者を連絡 受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※要支援者及び事業対象者の情報を送付する。 ※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。
	10日まで	⑪	事業費を請求 事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。
		⑫	給付管理票を提出 地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。 ※給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出は不要。
		⑬	事業費（介護予防ケアマネジメント費）を請求 請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出する。 ※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。
	5	⑭	審査 国保連合会は審査を行う
	20日まで	⑮	事業費を請求 国保連合会は市町村へ事業費及び審査支払手数料を請求する。
サービス提供月翌々月	25日まで	⑯	事業費を支払 市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑰	事業費を支払 国保連合会は事業者へ事業費を支払う。

＜留意事項＞

- 市町村は、利用者、地域包括支援センター及び事業者へ介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容、サービスコード、単位数、利用者負担等を十分に周知すること。
- 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(2) 利用者が予防給付と事業を利用する場合



①～⑰は前頁の図に対応している。総合事業で新たに対応する必要がある項目は★印にて示す。

分類		No	事務処理内容
事前準備		①★	審査支払業務を委託
		②★	総合事業開始月を連絡
		③★	サービスごとの価格等を設定・連絡
		④★	指定事業者を決定・連絡
		⑤★	みなし指定事業者を連絡
サービス提供月前月		⑥	介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。
サービス提供月		⑦	サービス実施 事業者が利用者へサービス実施。
		⑧	利用料支払（利用者負担分） 利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。
サービス提供月翌月	月初	⑨	指定事業者を連絡 事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。
		⑩	受給者を連絡 受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。
	10日まで	⑪	予防給付及び事業費を請求 事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、予防給付及び事業費を請求する。
		⑫	給付管理票を提出 地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。
		⑬	介護予防支援費を請求 請求明細書（介護予防支援費）を提出する。
	5	⑭	審査 国保連合会は審査を行う
サービス提供月々々月	20日まで	⑮	予防給付及び事業費を請求 国保連合会は市町村へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を請求する。
	25日まで	⑯	予防給付及び事業費を支払 市町村は国保連合会へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑰	予防給付及び事業費を支払 国保連合会は事業者へ予防給付及び事業費を支払う。

<留意事項>

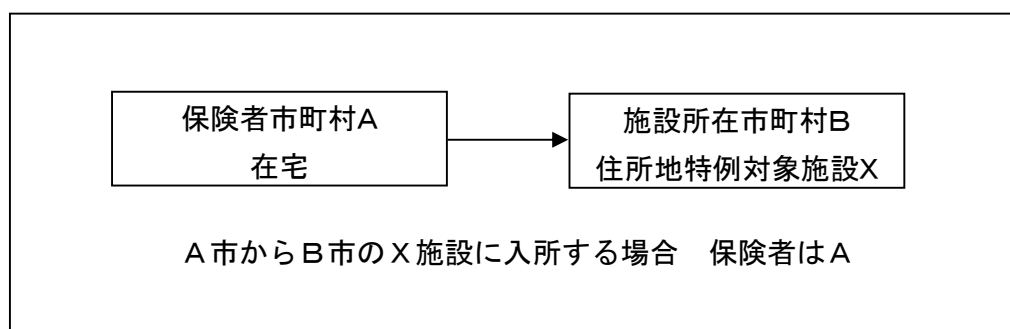
- 市町村は、利用者、地域包括支援センター及び事業者へ介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容、サービスコード、単位数、利用者負担等を十分に周知すること。
- 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

住所地特例に係る事務の見直しの概要について

本事務は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期に係わらず、平成27年4月から、全ての市町村において必要な事務であるので、留意されたい。

1. 平成27年4月からの住所地特例に係る事務の見直しの概要

- 住所地特例の対象施設にサービス付き高齢者向け住宅を含む改正が行われた（法第13条）。改正で対象となるのは、平成27年4月1日以降に該当する施設に入居した者のみとなる（改正法附則第12条）。
 - 住所地特例対象者に対する地域密着型（介護予防）サービスの指定については、原則として、当該者が居住する施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）が行うものとしているが、当該指定がない場合には転居前の市町村（以下「保険者市町村」という。）の指定によりサービスを提供することも可能である（法第42条の2及び第54条の2）。
 - 住所地特例対象者に対する介護予防支援については、施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が行うこととする。（法第58条第1項）。
 - 住所地特例対象者に対する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）も含めた地域支援事業については、予防給付の介護予防訪問介護等を総合事業に移行すること等を踏まえ、住所地特例対象者がより円滑にサービスを受けることができるよう、施設所在市町村が行うものとしている（法第115条の45第1項）。
- ただし、任意事業については、保険者市町村も行うことができる仕組みになっており、事業の内容（例えば、給付費適正化事業など）によっては、引き続き保険者市町村が行うことを想定している。



住所地特例のイメージ図

2. 住所地特例対象者に対するサービスごとの事務の整理

サービス区分		住所地特例対象者に対する対応			
		サービスを 受けられる事業者	費用の額	費用負担	留意事項
地域密着型（介護予防）サービス（※1）		施設所在市町村が指定する事業者（※2）	厚生労働大臣が定める基準により算定した額に代えて施設所在市町村が定める額とすることができる（※2）	保険者市町村	
		保険者市町村が指定する事業者（※2）	厚生労働大臣が定める基準により算定した額に代えて保険者市町村が定める額とすることができる（※2）	保険者市町村	
介護予防支援		施設所在市町村が指定する介護予防支援事業者（地域包括支援センター）		保険者市町村	
介護予防・日常生活支援総合事業	国保連経由による支払	施設所在市町村が指定する事業者	施設所在市町村が定める額	保険者市町村	
	市町村支払	施設所在市町村が指定する事業者	施設所在市町村が定める額	施設所在市町村	介護予防ケアマネジメントに要した費用については、年1回、財政調整を行う

※1 住所地特例対象者が受給できる地域密着型（介護予防）サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス。

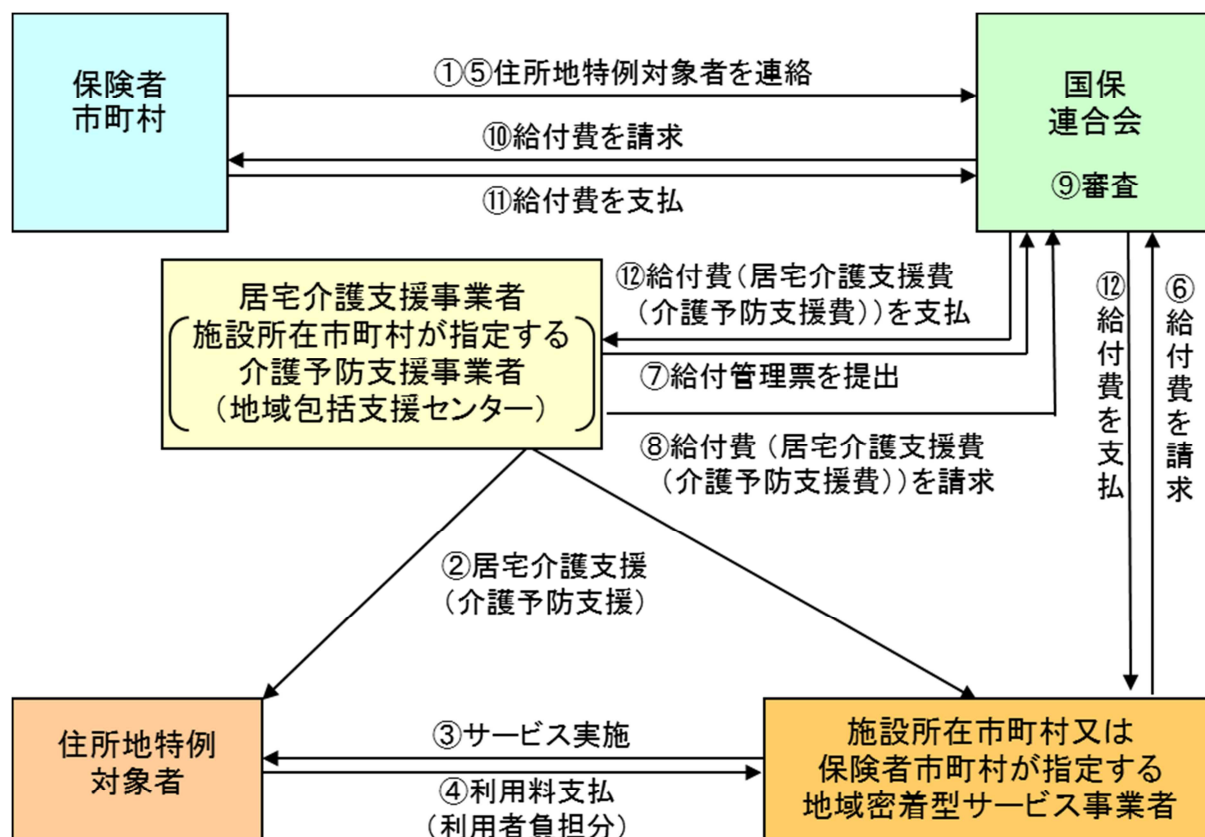
※2 施設所在市町村と保険者市町村の両方の指定がある場合は、施設所在市町村の定めに従う。

※3 住所地特例対象者に対する要介護認定及び要支援認定は、保険者市町村が実施。

住所地特例対象者に対する事業対象者把握のための基本チェックリストは施設所在市町村が実施。

3. 住所地特例対象者に係る市町村と国保連合会の事務処理の流れ

(1) 審査支払（地域密着型（介護予防）サービスの場合）



①～⑫は上の図に対応している。住所地特例で新たに対応する必要がある項目は★にて示す。
地域密着型介護予防サービスの内容はカッコ書きで示す。

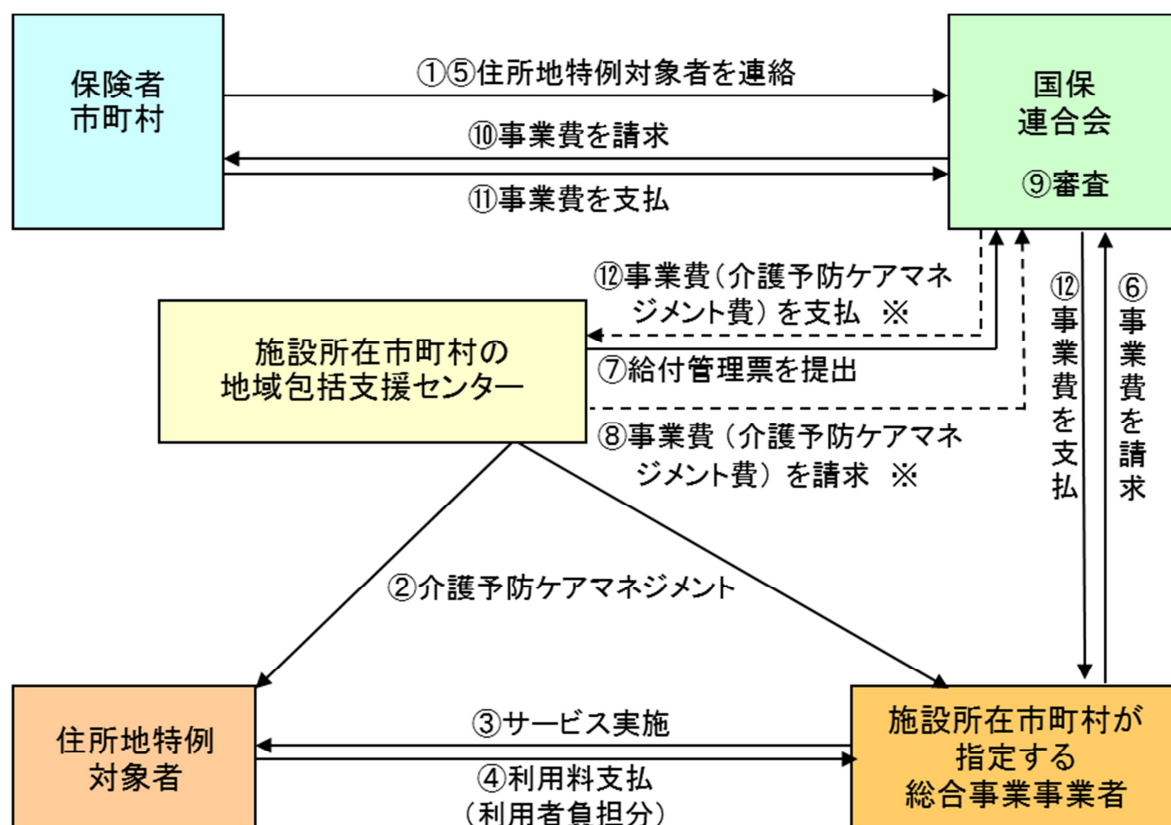
分類	No	事務処理内容	
事前準備	① ★	住所地特例対象者を連絡	保険者市町村は国保連合会へ、平成27年4月1日時点で要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、住所地特例項目を設定した「受給者異動連絡票情報」を送付する。 ※平成27年4月1日以前からの住所地特例対象者は、「住所地特例適用開始年月日」に一律「平成27年4月1日」と設定すること。 ※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅については、平成27年4月1日以降に該当する施設に入居した者のみを送付する。

分類		No	事務処理内容	
サービス提供月前月		②	居宅介護支援（介護予防支援）	居宅介護支援事業者（施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター））は、利用者・事業者と調整して、居宅介護支援（介護予防支援）を行う。
サービス提供月		③	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。
		④	利用料支払（利用者負担分）	利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。
サービス提供月翌月	月初	⑤★	住所地特例対象者を連絡	住所地特例対象者の内容に異動があった場合に、保険者市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※従来送付している「受給者異動連絡票情報」に住所地特例項目を設定して送付する。
	１０日まで	⑥★	給付費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、給付費を請求する。住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。
		⑦★	給付管理票を提出	居宅介護支援事業者（施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター））は国保連合会へ給付管理票を提出する。
		⑧★	居宅介護支援費（介護予防支援費）を請求	居宅介護支援事業者（施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター））は国保連合会へ請求明細書を提出して、居宅介護支援費（介護予防支援費）を請求する。住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。
	、	⑨	審査	国保連合会は審査を行う。
サービス提供月翌々月	２０日まで	⑩	給付費を請求	国保連合会は保険者市町村へ給付費及び審査支払手数料を請求する。
	２５日まで	⑪	給付費を支払	保険者市町村は国保連合会へ給付費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑫	給付費を支払	国保連合会は給付費を支払う。

<留意事項>

- ・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(2) 審査支払（介護予防・日常生活支援総合事業の国保連支払の場合）



※総合事業を実施する市町村の流れ。

※⑧、⑫の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。

なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。

①～⑫は上の図に対応している。住所地特例で新たに対応する必要がある項目は★にて示す。

分類		No	事務処理内容	
事前準備		①★	住所地特例対象者を連絡	(1) と同様 ※総合事業を実施する市町村は事業対象者である住所地特例対象者についても送付する。
サービス提供月前月		②	介護予防ケアマネジメント	施設所在市町村の地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。
サービス提供月		③	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。
		④	利用料支払（利用者負担分）	利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。
サービス提供月翌月	月初	⑤★	住所地特例対象者を連絡	住所地特例対象者の内容に異動があった場合に、保険者市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※従来送付している「受給者異動連絡票情報」に住所地特例項目を設定して送付。

分類		No	事務処理内容	
サービス 提供月翌 月	10日 まで	⑥ ★	事業費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。
		⑦ ★	給付管理票を提出	施設所在市町村の地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。 ※給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出不要。
		⑧ ★	事業費（介護予防ケアマネジメント費）を請求	施設所在市町村の地域包括支援センターは国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。 ※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。
	、	⑨	審査	国保連合会は審査を行う。
サービス 提 供 月 翌々月	20日 まで	⑩	事業費を請求	国保連合会は保険者市町村へ事業費及び審査支払手数料を請求する。
	25日 まで	⑪	事業費を支払	保険者市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑫	事業費を支払	国保連合会は事業費を支払う。

＜留意事項＞

- ・総合事業は、平成29年3月末まで、市町村ごとに事業実施の猶予を認めることとしていることから、住所地特例対象者においては、保険者市町村と施設所在市町村で、受けることができるサービスが異なることがある。

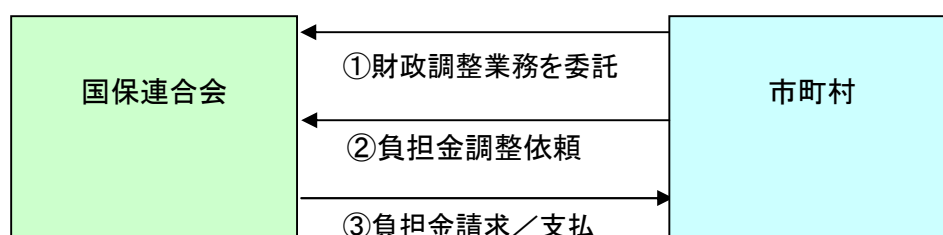
その場合においては、住所地特例対象者が円滑にサービスを利用することができるよう下表のとおり施設所在市町村の状況に合わせて、住所地特例対象者はサービスを利用できることとする。

	保険者市町村 の状況	施設所在市町村 の状況	住所地特例対象者が 利用できるサービス
パターン1	給付	給付	給付
パターン2	給付	総合事業	総合事業
パターン3	総合事業	給付	給付
パターン4	総合事業	総合事業	総合事業

なお、表のパターン2の場合は、国保連合会から、総合事業を実施していない保険者市町村に対して、総合事業費の請求が行われることになるが、国保連合会に対して支払を行えるように適切に措置すること。また、パターン3の場合は、国保連合会から、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を終了している保険者市町村に対して、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の請求が行われる場合があるが、パターン2と同様に、国保連合会に対して支払を行えるように適切に措置すること。

- ・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(3) 介護予防ケアマネジメントに係る財政調整



分類		No	事務処理内容	
事前準備		①	財政調整業務を委託	市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ介護予防ケアマネジメントに係る財政調整業務を委託する。 ※総合事業の実施を猶予している市町村を含めて、全ての市町村が業務を委託することを想定している。
介護予防ケアマネジメント費支払翌年	1月	②	負担金調整依頼	介護予防ケアマネジメントに要した費用について、施設所在市町村が、要支援者等の保険者市町村及び該当する者の数を保険者市町村ごとにまとめた「負担金調整依頼書」を年1回国保連合会に提出する。 ※毎年、1～12月に市町村が支払った分の数をまとめて提出する。なお、平成27年は、4～12月分となる。 ※国保連合会では、提出された「負担金調整依頼書」の内容に関する審査チェックは行わない。 ※提出された「負担金調整依頼書」の内容に誤りがあった場合は、国保連合会で金額の再調整は行わない。
	2 ～ 3月	③	負担金請求／支払	国保連合会は、全国全ての市町村から受けた人数を整理して、各市町村に対して対象となる住所地特例対象者の数に単価をかけたものを負担金として支払／請求する。

<留意事項>

- ・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

サービス種類コード一覧

平成24年4月～平成27年3月サービス			
介護給付		予防給付	介護予防・日常生活支援総合事業 (経過措置)
11	訪問介護	61 介護予防訪問介護	82 訪問型予防サービス
12	訪問入浴介護	62 介護予防訪問入浴介護	84 介護予防訪問入浴介護
13	訪問看護	63 介護予防訪問看護	85 介護予防訪問看護
14	訪問リハビリテーション	64 介護予防訪問リハビリテーション	86 介護予防訪問リハビリテーション
15	通所介護	65 介護予防通所介護	83 通所型予防サービス
16	通所リハビリテーション	66 介護予防通所リハビリテーション	87 介護予防通所リハビリテーション
17	福祉用具貸与	67 介護予防福祉用具貸与	88 介護予防福祉用具貸与
21	短期入所生活介護	24 介護予防短期入所生活介護	89 介護予防短期入所生活介護
22	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	25 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	90 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)
23	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	26 介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	91 介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)
31	居宅療養管理指導	34 介護予防居宅療養管理指導	92 介護予防居宅療養管理指導
71	夜間対応型訪問介護		
72	認知症対応型通所介護	74 介護予防認知症対応型通所介護	94 介護予防認知症対応型通所介護
73	小規模多機能型居宅介護	75 介護予防小規模多機能型居宅介護	95 介護予防小規模多機能型居宅介護
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
77	複合型サービス		
33	特定施設入居者生活介護	35 介護予防特定施設入居者生活介護	93 介護予防特定施設入居者生活介護
36	地域密着型特定施設入居者生活介護		
27	特定施設入居者生活介護(短期利用型)		
28	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)		
32	認知症対応型共同生活介護	37 介護予防認知症対応型共同生活介護	96 介護予防認知症対応型共同生活介護
38	認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	97 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)
41	特定福祉用具販売	44 特定介護予防福祉用具販売	
42	住宅改修	45 介護予防住宅改修	
51	介護老人福祉施設サービス		
52	介護老人保健施設サービス		
53	介護療養型医療施設サービス		
54	地域密着型介護老人福祉施設		
59	特定入所者介護サービス等	59 特定入所者介護サービス等	
81	市町村特別給付	81 市町村特別給付	
			47 生活支援サービス(配食)
			48 生活支援サービス(見守り)
			49 生活支援サービス(その他)
			ケアマネジメント
43	居宅介護支援	46 介護予防支援	40

サービス種類コード一覧

平成27年4月～平成29年3月サービス

介護給付		予防給付	介護予防・日常生活支援総合事業 (経過措置)	介護予防・日常生活支援総合事業	備考(介護保険法第115条の45第1項第1号)
11	訪問介護	61 介護予防訪問介護	82 訪問型予防サービス	A1 訪問型サービス(みなし) A2 訪問型サービス(独自) A3 訪問型サービス(独自／定率) A4 訪問型サービス(独自／定額)	第一号訪問事業
12	訪問入浴介護	62 介護予防訪問入浴介護	84 介護予防訪問入浴介護		
13	訪問看護	63 介護予防訪問看護	85 介護予防訪問看護		
14	訪問リハビリテーション	64 介護予防訪問リハビリテーション	86 介護予防訪問リハビリテーション		
15	通所介護	65 介護予防通所介護	83 通所型予防サービス	A5 通所型サービス(みなし) A6 通所型サービス(独自) A7 通所型サービス(独自／定率) A8 通所型サービス(独自／定額)	第一号通所事業
16	通所リハビリテーション	66 介護予防通所リハビリテーション	87 介護予防通所リハビリテーション		
17	福祉用具貸与	67 介護予防福祉用具貸与	88 介護予防福祉用具貸与		
21	短期入所生活介護	24 介護予防短期入所生活介護	89 介護予防短期入所生活介護		
22	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	25 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	90 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)		
23	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	26 介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	91 介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)		
31	居宅療養管理指導	34 介護予防居宅療養管理指導	92 介護予防居宅療養管理指導		
71	夜間対応型訪問介護			※「みなし」:総合事業のみなし指定 ※「独自」:市町村が独自にサービスを設定するもの ※「定率」:利用者負担が定率のもの ※「定額」:利用者負担が定額のもの	
72	認知症対応型通所介護	74 介護予防認知症対応型通所介護	94 介護予防認知症対応型通所介護		
73	小規模多機能型居宅介護	75 介護予防小規模多機能型居宅介護	95 介護予防小規模多機能型居宅介護		
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
77	複合型サービス				
33	特定施設入居者生活介護	35 介護予防特定施設入居者生活介護	93 介護予防特定施設入居者生活介護		
36	地域密着型特定施設入居者生活介護				
27	特定施設入居者生活介護(短期利用型)				
28	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)				
32	認知症対応型共同生活介護	37 介護予防認知症対応型共同生活介護	96 介護予防認知症対応型共同生活介護		
38	認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	97 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		
41	特定福祉用具販売	44 特定介護予防福祉用具販売			
42	住宅改修	45 介護予防住宅改修			
51	介護老人福祉施設サービス				
52	介護老人保健施設サービス				
53	介護療養型医療施設サービス				
54	地域密着型介護老人福祉施設				
59	特定入所者介護サービス等	59 特定入所者介護サービス等			
81	市町村特別給付	81 市町村特別給付			
78	地域密着型通所介護				
	平成28年4月から追加される予定		47 生活支援サービス(配食)	A9 その他の生活支援サービス(配食／定率) AA その他の生活支援サービス(配食／定額)	第一号生活支援事業
			48 生活支援サービス(見守り)	AB その他の生活支援サービス(見守り／定率) AC その他の生活支援サービス(見守り／定額)	第一号生活支援事業
			49 生活支援サービス(その他)	AD その他の生活支援サービス(その他／定率) AE その他の生活支援サービス(その他／定額)	第一号生活支援事業
43	居宅介護支援	46 介護予防支援	40 ケアマネジメント	AF 介護予防ケアマネジメント	第一号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、新たなサービス種類コードで対応する

※保険者ごとに、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)を終了する年月日を管理する

サービス種類コード一覧

平成29年4月～平成30年3月サービス

介護給付		予防給付	介護予防・日常生活支援総合事業 (経過措置)	介護予防・日常生活支援総合事業	備考(介護保険法第115条の45第1項第1号)
11 訪問介護	61 介護予防訪問介護		介護予防・日常生活支援総合事業 (経過措置)を終了する	A1 訪問型サービス(みなし)	第一号訪問事業
				A2 訪問型サービス(独自)	
				A3 訪問型サービス(独自/定率)	
				A4 訪問型サービス(独自/定額)	
12 訪問入浴介護	62 介護予防訪問入浴介護				
13 訪問看護	63 介護予防訪問看護				
14 訪問リハビリテーション	64 介護予防訪問リハビリテーション				
15 通所介護	65 介護予防通所介護			A5 通所型サービス(みなし)	第一号通所事業
				A6 通所型サービス(独自)	
				A7 通所型サービス(独自/定率)	
				A8 通所型サービス(独自/定額)	
16 通所リハビリテーション	66 介護予防通所リハビリテーション				
17 福祉用具貸与	67 介護予防福祉用具貸与				
21 短期入所生活介護	24 介護予防短期入所生活介護				
22 短期入所療養介護(介護老人保健施設)	25 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)				
23 短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	26 介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)				
31 居宅療養管理指導	34 介護予防居宅療養管理指導				
71 夜間対応型訪問介護					
72 認知症対応型通所介護	74 介護予防認知症対応型通所介護				
73 小規模多機能型居宅介護	75 介護予防小規模多機能型居宅介護				
76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
77 複合型サービス					
33 特定施設入居者生活介護	35 介護予防特定施設入居者生活介護				
36 地域密着型特定施設入居者生活介護					
27 特定施設入居者生活介護(短期利用型)					
28 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)					
32 認知症対応型共同生活介護	37 介護予防認知症対応型共同生活介護				
38 認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)				
41 特定福祉用具販売	44 特定介護予防福祉用具販売				
42 住宅改修	45 介護予防住宅改修				
51 介護老人福祉施設サービス					
52 介護老人保健施設サービス					
53 介護療養型医療施設サービス					
54 地域密着型介護老人福祉施設					
59 特定入所者介護サービス等	59 特定入所者介護サービス等				
81 市町村特別給付	81 市町村特別給付				
78 地域密着型通所介護					
				A9 その他の生活支援サービス(配食/定率)	第一号生活支援事業
				AA その他の生活支援サービス(配食/定額)	
				AB その他の生活支援サービス(見守り/定率)	第一号生活支援事業
				AC その他の生活支援サービス(見守り/定額)	
				AD その他の生活支援サービス(その他/定率)	第一号生活支援事業
				AE その他の生活支援サービス(その他/定額)	
43 居宅介護支援	46 介護予防支援			AF 介護予防ケアマネジメント	第一号介護予防支援事業

サービス種類コード一覧

平成30年4月サービス～

介護給付		予防給付	介護予防・日常生活支援総合事業 (経過措置)	介護予防・日常生活支援総合事業	備考(介護保険法第115条の45第1項第1号)
11	訪問介護			A1 訪問型サービス(みなし) A2 訪問型サービス(独自) A3 訪問型サービス(独自/定率) A4 訪問型サービス(独自/定額)	第一号訪問事業
12	訪問入浴介護	62 介護予防訪問入浴介護			
13	訪問看護	63 介護予防訪問看護			
14	訪問リハビリテーション	64 介護予防訪問リハビリテーション			
15	通所介護			A5 通所型サービス(みなし) A6 通所型サービス(独自) A7 通所型サービス(独自/定率) A8 通所型サービス(独自/定額)	第一号通所事業
16	通所リハビリテーション	66 介護予防通所リハビリテーション			
17	福祉用具貸与	67 介護予防福祉用具貸与			
21	短期入所生活介護	24 介護予防短期入所生活介護			
22	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	25 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)			
23	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	26 介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)			
31	居宅療養管理指導	34 介護予防居宅療養管理指導			
71	夜間対応型訪問介護				
72	認知症対応型通所介護	74 介護予防認知症対応型通所介護			
73	小規模多機能型居宅介護	75 介護予防小規模多機能型居宅介護			
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
77	複合型サービス				
33	特定施設入居者生活介護	35 介護予防特定施設入居者生活介護			
36	地域密着型特定施設入居者生活介護				
27	特定施設入居者生活介護(短期利用型)				
28	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)				
32	認知症対応型共同生活介護	37 介護予防認知症対応型共同生活介護			
38	認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)			
41	特定福祉用具販売	44 特定介護予防福祉用具販売			
42	住宅改修	45 介護予防住宅改修			
51	介護老人福祉施設サービス				
52	介護老人保健施設サービス				
53	介護療養型医療施設サービス				
54	地域密着型介護老人福祉施設				
59	特定入所者介護サービス等	59 特定入所者介護サービス等			
81	市町村特別給付	81 市町村特別給付			
78	地域密着型通所介護			A9 その他の生活支援サービス(配食/定率) AA その他の生活支援サービス(配食/定額) AB その他の生活支援サービス(見守り/定率) AC その他の生活支援サービス(見守り/定額) AD その他の生活支援サービス(その他/定率) AE その他の生活支援サービス(その他/定額) AF 介護予防ケアマネジメント	第一号生活支援事業 第一号生活支援事業 第一号生活支援事業 第一号生活支援事業
43	居宅介護支援	46 介護予防支援			第一号介護予防支援事業

予防給付は、平成30年4月以降、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を除くサービス種類となる

※保険者ごとに、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を廃止する年月日を管理する

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について

(1) 訪問型サービスの場合

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	A1	訪問型サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A2	訪問型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して 国保連へ送付
3	A3	訪問型サービス (独自／定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A4	訪問型サービス (独自／定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス 種類コード	ベースと なる 予防給付	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	帳票等に出 力するサー ビスコード名 称	利用者 負担	利用者 負担割合・ 利用者 負担額	支給限度 額管理対 象／対象 外
1	A1	介護予防 訪問介護	国が 規定	国が規定	国が規定 (事業所所在 地に応じた地 域単価)	国が規定	国が 規定	定率	予防給付 と同様 ※3	国が 規定
2	A2			国が規定する 単位数を上限 として、市町村 が規定 ※2						
3	A3	なし	市町村が 規定	市町村が 規定	国が規定する 地域単価から 選択して 市町村が規定	国が規定する サービスコード から選択して規定	市町村が 規定	定率	市町村が 規定※4	市町村が 規定
4	A4							定額		

※1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

※2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

※3 A1・A2については、受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

※4 A3・A4の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

※5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

(2)通所型サービスの場合

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	A5	通所型サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A6	通所型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して 国保連へ送付
3	A7	通所型サービス (独自／定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A8	通所型サービス (独自／定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス 種類コード	ベースと なる 予防給付	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	帳票等に出 力するサー ビスコード名 称	利用者 負担	利用者 負担割合・ 利用者 負担額	支給限度 額管理対 象／対象 外
1	A5	介護予防 通所介護	国が 規定	国が規定	国が規定 (事業所所在 地に応じた地 域単価)	国が規定	国が 規定	定率	予防給付 と同様 ※3	国が 規定
2	A6			国が規定する 単位数を上限 として、市町村 が規定 ※2						
3	A7	なし	市町村が 規定	市町村が 規定	国が規定する 地域単価から 選択して 市町村が規定	国が規定する サービスコード から選択して規定	市町村が 規定	定率	市町村が 規定※4	市町村が 規定
4	A8							定額		

※1 平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

※2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

※3 A5・A6については受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

※4 A7・A8の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

※5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

(3)その他の生活支援サービスの場合

No.	サービス 種類 コード	サービス種類名	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	A9	その他の生活支援サービス (配食／定率)	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。	市町村が作成して 国保連へ送付
2	AA	その他の生活支援サービス (配食／定額)	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。	
3	AB	その他の生活支援サービス (見守り／定率)	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	AC	その他の生活支援サービス (見守り／定額)	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。	
5	AD	その他の生活支援サービス (その他／定率)	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
6	AE	その他の生活支援サービス (その他／定額)	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス 種類 コード	ベースと なる予防 給付	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	帳票等に 出力する サービスコード 名称	利用者 負担	利用者 負担割合・ 利用者 負担額	支給限度 額管理対 象／対象 外
1	A9	なし	市町村 が規定	市町村が 規定	国が規定する 地域単価を上限として、 市町村が規定	国が規定する サービスコード から選択して規 定	市町村が 規定	定率	市町村が 規定※1	市町村が 規定
2	AA							定額		
3	AB							定率		
4	AC							定額		
5	AD							定率		
6	AE							定額		

※1 A9～AEの利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

※2 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

(4)介護予防ケアマネジメントの場合

No.	サービス 種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	AF	介護予防 ケアマネジメント	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。※1、※2	市町村が作成して 国保連へ送付

No.	サービス 種類コード	ベースと なる予防 給付	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	帳票等に 出力する サービスコード名称	利用者 負担	支給限度額 管理対象／ 対象外
1	AF	介護予防 支援	国が 規定	国が規定する 単位数を上限として、 市町村が規定	国が規定する 地域単価を上限として、 市町村が規定	国が規定	国が規定	なし	対象外

- ※1 平成27年3月31日時点で、介護予防支援の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして、「事業所異動連絡票情報」を送付する。
- ※2 事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。
- ※3 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

介護給付費請求書・明細書及び給付管理票様式体系一覧

現行				新体系＜平成27年4月～＞（案）					
様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護予防・日常生活支援総合事業
第一	介護給付費請求書			第一	介護給付費請求書			第一の二	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書
第二	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハ 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハ 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	第二の二	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハ 介護予防福祉用具貸与 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	第二	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハ 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハ 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	第二の二	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハ 介護予防福祉用具貸与 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	第二の三	訪問型サービス 通所型サービス その他の生活支援サービス
第三	短期入所生活介護	第三の二	介護予防短期入所生活介護	第三	短期入所生活介護	第三の二	介護予防短期入所生活介護		
第四	短期入所療養介護（老健）	第四の二	介護予防短期入所療養介護（老健）	第四	短期入所療養介護（老健）	第四の二	介護予防短期入所療養介護（老健）		
第五	短期入所療養介護（病院・診療所）	第五の二	介護予防短期入所療養介護（病院・診療所）	第五	短期入所療養介護（病院・診療所）	第五の二	介護予防短期入所療養介護（病院・診療所）		
第六	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	第六	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）		

現行				新体系＜平成２７年４月～＞（案）					
様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護予防・日常生活支援総合事業
第六の三	特定施設入居者生活介護（短期利用以外） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護	第六の三	特定施設入居者生活介護（短期利用以外） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護		
第六の五	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	第六の五	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）		
第六の七	特定施設入居者生活介護（短期利用） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）			第六の七	特定施設入居者生活介護（短期利用） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）				
第七	居宅介護支援	第七の二	介護予防支援	第七	居宅介護支援	第七の二	介護予防支援	第七の三	介護予防ケアマネジメント
第八	介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			第八	介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
第九	介護保健施設サービス			第九	介護保健施設サービス				
第十	介護療養施設サービス			第十	介護療養施設サービス				
第十一	給付管理票			第十一	給付管理票				

介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書

(介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)

公費負担者番号										平成		年		月分				
公費受給者番号										保険者番号								
被保険者	被保険者番号																	
	(フリガナ)																	
	氏名																	
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和			性別	1. 男 2. 女											
	要支援状態区分		要支援 1・要支援 2															
認定有効期間		平成		年		月		日	から	平成		年		月		日	まで	
請求事業者	事業所番号																	
	事業所名称																	
	所在地		〒				ー											
	連絡先		電話番号															
介護予防サービス計画		2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成																
		事業所番号								事業所名称								
開始年月日		平成		年		月		日	中止年月日	平成		年		月		日		
中止理由		1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数		回数		サービス単位数		公費分回数		公費対象単位数		摘要			
給付費明細欄 (住居特例対象者)	サービス内容		サービスコード		単位数		回数		サービス単位数		公費分回数		公費対象単位数		施設所在 保険者番号		摘要	
請求額集計欄	①サービス種類コード／②名称																	
	③サービス実日数				日				日				日					
	④計画単位数																	
	⑤限度額管理対象単位数																	
	⑥限度額管理対象外単位数																給付率 (／100)	
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥																保険	
	⑧公費分単位数																公費	
	⑨単位数単価				円／単位				円／単位				円／単位				円／単位	
	⑩保険請求額																	
	⑪利用者負担額																	
	⑫公費請求額																	
	⑬公費分本人負担																	
	社会福祉法人等による軽減欄	軽減率				%		受領すべき利用者負担の総額 (円)		軽減額 (円)		軽減後利用者負担額 (円)		備考				
枚中 枚目																		

平成			年		月分
----	--	--	---	--	----

介護予防・日常生活支援総合事業費
請求書

保 険 者

（別 記） 殿

下記のとおり請求します。 平成 年 月 日

事業所番号																		
請求事業所	名 称																	
	所在地	〒																
	連絡先																	

事業費請求

区分	サービス費用					
	件数	単位数	費用合計	事業費 請求額	公費 請求額	利用者負担
訪問型サービス費・ 通所型サービス費・ その他の生活支援サービス費						
介護予防ケアマネジメント費						
合 計						

公費請求

区 分		サービス費用			
		件数	単位数	費用合計	公費請求額
12	生 保 訪問型サービス費・ 通所型サービス費・ その他の生活支援サービス費				
	生 保 介護予防ケアマネジメント費				
検討中					
合 計					

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
(訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費)

公費負担者番号										平成										年		月分																																								
公費受給者番号										保険者番号																																																				
被保険者	被保険者番号										事業所番号										事業所名称										所在地 〒 -										連絡先										電話番号											
	(フリガナ)氏名																																																													
	生年月日																																																												1. 男 2. 女	
	要支援状態区分等																																																												事業対象者・要支援1・要支援2	
	認定有効期間										平成		年		月		日		から		平成		年		月		日		まで																																	

介護予防サービス計画	3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成																			
	事業所番号										事業所名称									

開始年月日	平成			年			月			日	中止年月日	平成			年			月			日
-------	----	--	--	---	--	--	---	--	--	---	-------	----	--	--	---	--	--	---	--	--	---

事業費明細欄	サービス内容	サービスコード		単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数		摘要	

事業費明細欄 (住所 地特例 対象者)	サービス内容	サービスコード		単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数		施設所在 保険者番号	摘要

請求額集計欄	①サービス種類コード ／②名称																						
	③サービス実日数			日			日			日				日									
	④計画単位数																						
	⑤限度額管理対象単位数																						
	⑥限度額管理対象外単位数																						
	⑦給付単位数（④⑤のうち 少ない数）＋⑥																						
	⑧公費分単位数																						
	⑨単位数単価			円／単位			円／単位			円／単位			円／単位			円／単位							
	⑩事業費請求額																						
	⑪利用者負担額																						
	⑫公費請求額																						
	⑬公費分本人負担																						

	枚中		枚目
--	----	--	----

国保連合会とのインタフェースの変更点について

資料7

平成27年度介護保険制度改正における都道府県、保険者（市町村等）**及び事業所**のシステム改修の対象範囲である国保連合会とのインタフェースの変更点について、現段階で考えられる事項を整理したので、以下のとおり示す。なお、本資料については、今後、順次、内容を追加して示す予定である。

1. 外部インタフェース仕様

区分	インタフェース種類		交換情報識別番号	レイアウト方針	平成27年5月以降提出分に対する連合会の対応	
					平成27年3月以前の情報	平成27年4月以降の情報
全	「事業所番号」、「サービスコード」、「サービス略称」及び「サービス項目名」の項目がある全ての情報	入力情報	—	・「事業所番号（居宅介護支援事業所番号等すべての事業所番号の項目を含む）」及び「サービスコード（サービス種類コード及びサービス項目コードを含む）」の属性を数字から英数に変更する ・「サービス略称」のバイト数を32から64に変更する ・「サービス項目名」のバイト数を34から64に変更する	・属性が英数であってもエラーとしない	・属性が英数であってもエラーとしない
		出力情報			・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
都道府県	・事業所異動連絡票情報（基本情報） ・事業所訂正連絡票情報（基本情報）		追加なし	・指定／基準該当等事業所区分コードにコード値追加あり	・異動年月日が平成27年3月31日以前の情報に新コードが設定されている場合はエラーとする	・異動年月日が平成27年4月1日以降、必要に応じて新コードを設定する
	・事業所異動連絡票情報（サービス情報） ・事業所訂正連絡票情報（サービス情報）		追加なし		・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
	・事業所情報更新結果情報（基本情報） ・事業所台帳情報（基本情報）		追加なし	・「事業所異動連絡票情報（基本情報）」の内容に準じる	左記同様	左記同様
	・事業所情報更新結果情報（サービス情報） ・事業所台帳情報（サービス情報）		追加なし	・「事業所異動連絡票情報（サービス情報）」の内容に準じる	左記同様	左記同様
保険者	・受給者異動連絡票情報 ・受給者情報突合情報		追加なし	・レイアウト変更あり ・要介護状態区分コードのコード値追加あり ・住所地特例対象者区分コード、施設所在保険者番号、住所地特例適用開始年月日及び住所地特例適用終了年月日を追加する ・居住費（新1）負担限度額、居住費（新2）負担限度額及び居住費（新3）負担限度額を追加する	・異動年月日が平成27年3月31日以前の情報の新項目が未設定であってもエラーとしない ・設定している場合は通常のチェックをする	・異動年月日が平成27年4月1日以降、必要に応じて設定する
	・受給者訂正連絡票情報		追加あり	・受付媒体種別に伝送及び磁気を追加する ・「受給者異動連絡票情報」の内容に準じる	・伝送及び磁気の情報を受付可とする ・左記同様	・伝送及び磁気の情報を受付可とする ・左記同様

検討中

区分	インタフェース 種類	交換情報 識別番号	レイアウト方針	平成27年5月以降提出分に対する 連合会の対応	
				平成27年3月 以前の情報	平成27年4月 以降の情報
保険者	・保険者異動連絡票情報 ・保険者訂正連絡票情報	追加なし	・レイアウト変更あり ・介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月、介護予防・日常生活支援総合事業開始年月を追加する	・異動年月日が平成27年3月31日以前の情報の新項目が未設定であってもエラーとしない ・設定している場合は通常のチェックをする	・入力に応じて設定する
	・市町村固有異動連絡票情報 ・市町村固有訂正連絡票情報	追加なし	・レイアウト変更なし ・項目名称変更あり	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
	・受給者情報更新結果情報 ・受給者台帳情報（単票） ・受給者台帳情報（一覧表） ・受給者情報突合結果情報	追加なし	・「受給者異動連絡票情報」の内容に準じる	・左記同様	・左記同様
	・保険者情報更新結果情報 ・保険者台帳情報	追加なし	・「保険者異動連絡票情報」の内容に準じる	・左記同様	・左記同様
	・市町村固情報更新結果情報 ・市町村固有情報	追加なし	・「市町村固有異動連絡票情報」の内容に準じる	・左記同様	・左記同様
	・介護給付費過誤申立書情報 ・介護給付費再審査申立書情報（保険者分）	追加なし	・レイアウト変更なし ・過誤申立事由コード及び再審査申立事由コードを追加、内容変更する	・追加されたコードが設定されている場合もエラーとしない	・追加されたコードが設定されている場合もエラーとしない
	・介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分） ・介護給付費過誤決定通知書情報（公費負担者分） ・介護給付費再審査決定通知書情報（保険者分） ・介護給付費再審査決定通知書情報（公費負担者分）	追加なし	・レイアウト変更なし ・過誤申立事由コード及び再審査申立事由コードを追加、内容変更する ・過誤申立事由のバイト数を28から56に変更する ・再審査申立事由のバイト数を24から48に変更する	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する

区分	インタフェース 種類	交換情報 識別番号	レイアウト方針	平成27年5月以降提出分に対する 連合会の対応	
				平成27年3月 以前の情報	平成27年4月 以降の情報
保険者	・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報	追加あり	・新規追加	・対象なし（異動年月日が平成27年3月31日以前の情報はエラーとする）	・入力に応じて設定する
	・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報更新結果情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報	追加あり	・「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」の内容に準じる	左記同様	左記同様
	・給付管理票情報	追加なし	・レイアウト変更なし ・項目名称変更あり ・指定/基準該当/地域密着型サービス/総合事業識別コードにコード値追加あり ・要介護状態区分コードにコード値追加あり	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
	・介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費再審査申立書情報（保険者分）	追加あり	・新規追加	・対象なし	・入力に応じて設定する
	・介護予防・日常生活支援総合事業過誤決定通知書情報（保険者分） ・介護予防・日常生活支援総合事業過誤決定通知書情報（公費負担者分） ・介護予防・日常生活支援総合事業再審査決定通知書情報（保険者分） ・介護予防・日常生活支援総合事業再審査決定通知書情報（公費負担者分）	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する

区分	インタフェース 種類	交換情報 識別番号	レイアウト方針	平成27年5月以降提出分に対する 連合会の対応	
				平成27年3月 以前の情報	平成27年4月 以降の情報
保険者	・介護予防・日常生活支援総合事業費資格照合表情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料払込請求書情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料払込請求書情報（公費負担者分） ・介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報（公費負担者分） ・介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費払込請求書情報（公費負担者分） ・介護予防・日常生活支援総合事業費公費受給者別一覧表情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費払込請求書情報	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する
	・保険者向け給付管理情報	追加なし	・レイアウト変更なし ・項目名称変更あり ・指定/基準該当/地域密着型サービス/総合事業識別コードにコード値追加あり ・要介護状態区分コードにコード値追加あり	・介護給付費の情報のみ出力する	・介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する
	・居宅介護（支援）給付費償還明細書情報	追加なし	・様式第二について、平成27年4月以降提供分より明細情報（住所地特例）レコードを追加する	・対象なし（返戻とする）	・新レイアウトの審査を行う

区分	インタフェース 種類	交換情報 識別番号	レイアウト方針	平成27年5月以降提出分に対する 連合会の対応	
				平成27年3月 以前の情報	平成27年4月 以降の情報
保険者	・介護予防サービス給 付費償還明細書情 報	追加なし	・様式第二の二について、平成 27年4月以降提供分より 明細情報（住所地特例）レコ ードを追加する	・対象なし（返戻とす る）	・新レイアウトの審査 を行う
	・保険者保有給付実績 情報 ・保険者保有給付実績 更新結果情報	追加あり	・様式第二及び様式第二の二に ついて、平成27年4月以降 提供分より明細情報（住所地 特例）レコードを追加する	・対象なし（返戻とす る）	・新レイアウトの審査 を行う
	・国保連合会保有給付 実績情報	追加あり	・様式第二及び様式第二の二に ついて、平成27年4月以降 提供分より明細情報（住所地 特例）レコードを追加する ・介護予防・日常生活支援総合 事業費を出力する	・介護給付費及び介護 予防・日常生活支援 総合事業費（経過措 置）の情報を出力す る	・介護給付費、介護予 防・日常生活支援総 合事業費（経過措置） 及び介護予防・日常 生活支援総合事業費 の情報を出力する
サービス事業所	・介護予防・日常生活 支援総合事業費請 求書情報	追加あり	・新規追加	・対象なし（返戻とす る）	・新様式の審査を行う
	・介護予防・日常生活 支援総合事業費請 求明細書情報	追加あり	・新規追加	・対象なし（返戻とす る）	・新様式の審査を行う
	・居宅介護（支援）給 付費請求明細書情 報	追加なし	・様式第二について、平成27 年4月以降提供分より明細 情報（住所地特例）レコード を追加する	・対象なし（返戻とす る）	・新レイアウトの審査 を行う
	・介護予防サービス給 付費請求明細書情 報	追加なし	・様式第二の二について、平成 27年4月以降提供分より 明細情報（住所地特例）レコ ードを追加する	・対象なし（返戻とす る）	・新レイアウトの審査 を行う
	・介護給付費再審査申 立書情報（事業所 分）	追加なし	・レイアウト変更なし ・再審査申立事由コードを追 加、内容変更する	・追加されたコードが 設定されている場合 もエラーとしない	・追加されたコードが 設定されている場合 もエラーとしない
	・介護給付費過誤決定 通知書情報（事業所 分） ・介護給付費再審査決 定通知書情報（事業 所分）	追加なし	・レイアウト変更なし ・過誤申立事由コード及び再審 査申立事由コードを追加、内 容変更する ・過誤申立事由のバイト数を2 8から56に変更する ・再審査申立事由のバイト数を 24から48に変更する	・入力に応じて設定す る	・入力に応じて設定す る
	・介護予防・日常生活 支援総合事業費再 審査申立書情報（事 業所分）	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活 支援総合事業費の情 報を出力する
	・主治医意見書作成料 請求書情報	追加あり	・新規追加	・入力に応じて設定す る	・入力に応じて設定す る

区分	インタフェース 種類	交換情報 識別番号	レイアウト方針	平成27年5月以降提出分に対する 連合会の対応	
				平成27年3月 以前の情報	平成27年4月 以降の情報
サービス事業所	・介護予防・日常生活支援総合事業審査決定増減表情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業審査増減単位数通知書情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書返戻（保留）一覧表情報	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報 を出力する
	・介護給付費等支払決定額通知書情報	追加なし	・レイアウト変更なし	・介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）を出力	・介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）及び介護予防・日常生活支援総合事業費を出力する ・介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）及び介護予防・日常生活支援総合事業費は合算して表示する
	・介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（事業所分） ・介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（事業所分）	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報 を出力する
居宅介護支援事業所	・介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報	追加あり	・新規追加	・対象なし（返戻とする）	・新様式の審査を行う
	・介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書情報（介護予防ケアマネジメント費）	追加あり	・新規追加	・対象なし（返戻とする）	・新様式の審査を行う
	・介護給付費過誤決定通知書情報（事業所分）	追加なし	・レイアウト変更なし ・過誤申立事由コードを追加、内容変更する ・過誤申立事由のバイト数を28から56に変更する	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する

区分	インタフェース 種類	交換情報 識別番号	レイアウト方針	平成27年5月以降提出分に対する 連合会の対応	
				平成27年3月 以前の情報	平成27年4月 以降の情報
居宅介護支援事業所	・給付管理票情報	追加なし	・レイアウト変更なし ・項目名称変更あり ・指定/基準該当/地域密着型サービス/総合事業識別コードにコード値追加あり ・要介護状態区分コードにコード値追加あり	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
	・介護予防・日常生活支援総合事業審査決定増減表情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書返戻（保留）一覧表情報	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する
	・介護給付費等支払決定額通知書情報	追加なし	・レイアウト変更なし	・介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）を出力する	・介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）及び介護予防・日常生活支援総合事業費を出力する ・介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）及び介護予防・日常生活支援総合事業費は合算して表示する
	・介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（事業所分）	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する

区分	インタフェース 種類	交換情報 識別番号	レイアウト方針	平成27年5月以降提出分に対する 連合会の対応	
				平成27年3月 以前の情報	平成27年4月 以降の情報
生活保護単独受給者	・公費負担者向け給付 管理票情報	追加なし	・レイアウト変更なし ・項目名称変更あり ・指定/基準該当/地域密着型サ ービス/総合事業識別コード にコード値追加あり ・要介護状態区分コードにコー ド値追加あり	・介護給付費の情報のみ 出力する	・介護給付費及び介護 予防・日常生活支援 総合事業費の情報を 出力する
	・介護予防・日常生活 支援総合事業費資 格照合表情報（公費 負担者分）	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活 支援総合事業費の 情報を出力する
	・国保連合会保有給付 実績情報	追加あり	・様式第二及び様式第二の二に ついて、平成27年4月以降 提供分より明細情報（住所地 特例）レコードを追加する ・介護予防・日常生活支援総合 事業費を出力する	・介護給付費の情報を出 力する	・介護給付費及び介護 予防・日常生活支援 総合事業費の情報を 出力する

平成27年8月施行時に一定以上の所得者の自己負担割合を2割とするため、
受給者異動連絡票情報のレイアウトが変更となる予定

英数化対応のため属性を「数字」→「英数」に変更した項目(事業所番号等)については、「数字」属性の省略ルールを踏襲する整理とします

2. インタフェース項目

変更する主なインタフェース項目を抜粋して以下に示す。変更箇所は、太字・下線・網掛けにて示す。

【インタフェース仕様書 共通編】

(1) インタフェース仕様

※以下は「1. 2. 1 交換情報の仕様の(3) レコードフォーマット」より抜粋しています

① 伝送

各レコードはCSV形式で作成する。

・コントロールレコードフォーマット

項番	項目	属性	バイト数	内容
1	レコード種別	数字	1	コントロールレコードを示す1を設定
2	レコード番号(連番)	数字	9	ファイル内の先頭レコードからの連番(1から始まる通番)を設定 マルチボリュームファイルの場合、マルチボリューム全体での通番となる
3	ボリューム通番	数字	3	ボリュームに対して付与する番号 ボリュームにまたがらない単独のファイルの場合は0を設定 マルチボリュームファイルの場合は先頭ボリュームからの連番(1から始まる通番)を設定
4	レコード件数	数字	9	データレコードの件数を設定(コントロールレコードおよびエンドレコードの件数は加算しない) マルチボリュームファイルの場合、分割されたそれぞれのファイル内でのデータレコード件数を設定する
5	データ種別	英数	3	「1.6 データ種別一覧」参照(P.43)
6	福祉事務所特定番号	数字	2	送付元または送付先が福祉事務所の場合は12(法別番号)を設定、福祉事務所以外の場合は0を設定する
7	保険者番号	英数	6	送付元または送付先が保険者の場合は保険者番号、福祉事務所の場合は福祉事務所番号を設定、保険者(福祉事務所)以外の場合は0を設定する
8	事業所番号	英数	10	送付元または送付先が事業所の場合は事業所番号を設定、事業所以外の場合は0を設定、 または設定を省略する(※)
9	都道府県番号	数字	2	送付元または送付先が都道府県の場合は都道府県番号を設定、都道府県以外の場合は0を設定
10	媒体区分	英数	1	1(伝送)を設定
11	処理対象年月	数字	6	データの処理対象年月を設定する(注1) (例)2000年4月の場合、200004を設定する
12	ファイル管理番号	数字	6	マルチボリュームファイルの場合にのみ意味を持つ 作成するファイル単位に一意な値を設定(分割された複数のファイルは全て同じ管理番号となる)
13	ブランク	英数	2	改行(16進コード…0x0D0A)を設定

※事業所番号について

事業所番号の省略については「1.5.1(6)「事業所番号」欄(P.42)」を参照のこと。

・データレコードフォーマット

項番	項目	属性	バイト数	内容
1	レコード種別	数字	1	データレコードを示す 2 を設定
2	レコード番号（連番）	数字	9	ファイル内の先頭レコードからの連番（1 から始まる通番）を設定 マルチボリュームファイルの場合、マルチボリューム全体での通番となる
3	データ			交換情報ごとに、CSV 形式でデータを設定 設定する内容は、各交換情報の「項目説明」を参照
4	ブランク	英数	2	改行（16 進コード…0x0D0A）を設定

・エンドレコードフォーマット

項番	項目	属性	バイト数	内容
1	レコード種別	数字	1	エンドレコードを示す 3 を設定
2	レコード番号（連番）	数字	9	ファイル内の先頭レコードからの連番（1 から始まる通番）を設定 マルチボリュームファイルの場合、マルチボリューム全体での通番となる
3	ブランク	英数	2	改行（16 進コード…0x0D0A）を設定

※以下は「1. 2. 1 交換情報の仕様（7）特記事項」より抜粋しています

① CSV 形式ファイル

：

- ・各レコードには「改行コード」および漢字（2 バイトコード）を除き、1 6 進コード…0 x 0 0 ~ 0 x 1 F の文字を使用しない。
- ・項目の入力を省略する場合は、データを省略して「カンマ」を連続させる。
- ・全ての桁に意味のある項目の場合は、内容に含まれるスペース、ゼロ等を省略しない。

(2) 表記方法

※以下は「1. 3. 2 項目説明の表記について (1) 項目説明の内容」より抜粋しています

① 項番

：

③ 属性

：

※6 数字属性の項目にゼロが設定されているとき、特に断りがない場合は、マイナス値を取り得る項目については数値ゼロが入力されているものと見なし、マイナス値をとり得ない項目については値の入力が省略されているものと見なす。(平成 27 年 4 月以降に数字から英数属性に変更された項目も同様にみなす)

例：

項目名	入力値
単位数 (点数)	0 (数値ゼロ)
日数	0 (数値ゼロ)
金額	0 (数値ゼロ)
年月日	省略
区分	省略
番号	省略

また、CSV形式の場合、設定値の全桁が“0”であるときは、その設定長に関わらず上記入力値の判定に従う。(平成 27 年 4 月以降に数字から英数属性に変更された項目も同様にみなす)

例： 項目長＝6バイトの「金額」項目については、以下の設定値は全て数値ゼロが設定されているものと見なす。

“0”、“000”、“000000”

項目長＝6バイトの「年月」項目については、以下の設定値は全て入力が省略されているものと見なす。(平成 27 年 4 月以降に数字から英数属性に変更された項目も同様にみなす)

“0”、“000”、“000000”

※以下は「1. 3. 2 項目説明の表記について (2) データ設定例」より抜粋しています

以下の交換情報のデータレコードにデータを設定する例を示す。

項番	項目名	属性	バイト数	必須入力	備考	設定値例
1	A(文字列)	英数	5	○		
2	B(数値)	数字	6	○		1542
3	C(漢字文字列)	漢字	8	○		介護
4	D(年月日)	数字	8	○		2000年4月1日
5	E(中間にスペースを含む文字列)	英数	4	○		XY Z
6	F(ゼロ)	数字	6			0
7	G(スペースのみ)	英数	6			
8	H(先頭にスペースを含む文字列)	英数	5			KLM
9	I(数値…金額等)	数字	6			987,654円

(レコード番号(連番)=123とする。)

①CSV形式の場合

以下のデータを設定する。(設定例1、設定例2の何れも同じ結果となる。)

・設定例1

位置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
設定値	2	,	1	2	3	,	A	B	C	D	,	1	5	4	2	,	"	介	護							"	,	2	0	0	0	0	4	0	1	,	"	X	Y	
位置	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61																			
設定値	Z	"	,	0	,	"		K	L	M	"	,	9	8	7	6	5	4		改行 コード																				

・設定例2

位置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40					
設定値	2	,	0	0	0	0	0	1	2	3	,	A	B	C	D																														
位置	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71														
設定値	0	4	0	1	,	"	X	Y		Z	"	,	0	,	"		K	L	M	"	,	9	8	7	6	5	4	改行 コード																	

事業所番号等、属性が数字から英数に変更となった項目について、カンマ連続、“0”、全桁“0”及び全桁スペースが設定されている場合は、値の入力が省略されているものとみなす。

※以下は「1. 5 留意事項」より抜粋しています

1. 5 留意事項

1. 5. 1 項目設定共通事項

(1) 「年月日」欄

- ・年月日を西暦年4桁、月2桁、日2桁の半角数字で表す。
- ・月、日が1桁の場合は、それぞれ直前に“0”を付加して2桁にする。

(例)

2000年 4月 1日 の場合は、“20000401”を設定する。

(2) 「年月」欄

- ・年月を西暦年4桁、月2桁の半角数字で表す。
- ・月が1桁の場合は、直前に“0”を付加して2桁にする。

(例)

2000年 4月 の場合は、“200004”を設定する。

(3) 「単位数単価」欄

- ・単位数の単価を整数部2桁、小数部2桁の半角数字で表す。

(例)

5. 6円 の場合は、“0560”を設定する。

(4) 「訪問介護員数（常勤換算後の人数）」欄

- ・訪問介護員数（常勤換算後の人数）を整数部3桁、小数部1桁の半角数字で表す。

(例)

10. 5人 の場合は、“0105”もしくは“105”を設定する。

(5) 「軽減率」欄

- ・利用者負担分に対する軽減率を整数部3桁、小数部1桁で表す。

(例)

25%軽減の場合は“0250”もしくは、“250”を設定する。

(6) 「事業所番号」欄

- ・カンマ連続、“0”、全桁“0”及び全桁スペースが設定されている場合は、値の入力が省略されているものとみなす。

(7) コード一覧

項番	コード名称	属性	バイト数	内容										
14	要介護状態区分コード	数字	2	01:非該当 06:事業対象者 11:要支援（経過的要介護） 12:要支援1 13:要支援2 21:要介護1 22:要介護2 23:要介護3 24:要介護4 25:要介護5										
15	居宅サービス計画作成区分コード	数字	1	居宅介護支援事業所作成、自己作成、又は、介護予防支援事業作成の区分 1:居宅介護支援事業所作成 2:自己作成 3:介護予防支援事業所・ 地域包括支援センター 作成										
24	事業所番号	英数	10	<table border="1" style="margin: auto;"><tr><td>×1</td><td>×2</td><td>×3</td><td>×4</td><td>×5</td><td>×6</td><td>×7</td><td>×8</td><td>×9</td><td>×10</td></tr></table> 都道府県コード ↑ 事業所区分コード ↑ 郡市区コード ↑ 通番 ↑ チェックデジット ↑ ※チェックデジットは、モジュラス10ウェイト2－1分割方式を独自に拡張したものとする。具体的には、英字を数字に読み替え、A=10、B=11、C=12、D=13、E=14、F=15、・・・Z=32とし、モジュラス10ウェイト2－1分割方式で算出する。これにより、E=14に2を乗じると28になるが、この場合 2+8=10として計算すること（「1」+「0」とせず、また、「0」としないこと）。 ※介護保険事業所番号の付番方法等については、追って連絡する。	×1	×2	×3	×4	×5	×6	×7	×8	×9	×10
×1	×2	×3	×4	×5	×6	×7	×8	×9	×10					
26	指定／基準該当等事業所区分コード	数字	1	1:指定事業所 2:基準該当事業所 3:相当サービス事業所（地域密着型事業所も含む） 4:その他 5:地域密着型事業所 6:混在型事業所Ⅰ 7:混在型事業所Ⅱ 8:介護予防・日常生活支援総合事業事業所 （経過措置） 9:介護予防・日常生活支援総合事業事業所 検討中 ※属性変更の可能性あり										
27	法人等種別コード	数字	2	01:社会福祉法人（社協以外） 02:社会福祉法人（社協） 03:医療法人 04:社団・財団 05:営利法人 06:非営利法人（NPO） 07:農協 08:生協 09:その他法人 10:地方公共団体（都道府県） 11:地方公共団体（市町村） 12:地方公共団体（広域連合・一部事務組合等） 13:非法人 99:その他										

検討中
※属性変更の可能性あり

項番	コード名称	属性	バイト数	内容
29	サービス種類コード	英数	2	介護（介護予防）サービス・地域密着型サービス 11:訪問介護 12:訪問入浴介護 13:訪問看護 14:訪問リハビリテーション 15:通所介護 16:通所リハビリテーション 17:福祉用具貸与 21:短期入所生活介護 22:短期入所療養介護（介護老人保健施設） 23:短期入所療養介護（介護療養型医療施設等） 24:介護予防短期入所生活介護 25:介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設） 26:介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等） 27:特定施設入居者生活介護（短期利用型） 28:地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 31:居宅療養管理指導 32:認知症対応型共同生活介護 33:特定施設入居者生活介護 34:介護予防居宅療養管理指導 35:介護予防特定施設入居者生活介護 36:地域密着型特定施設入居者生活介護 37:介護予防認知症対応型共同生活介護 38:認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 39:介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 41:特定福祉用具販売 42:住宅改修 43:居宅介護支援 44:特定介護予防福祉用具販売 45:介護予防住宅改修 46:介護予防支援 51:介護老人福祉施設サービス 52:介護老人保健施設サービス 53:介護療養型医療施設サービス 54:地域密着型介護老人福祉施設 59:特定入所者介護サービス等 61:介護予防訪問介護 62:介護予防訪問入浴介護 63:介護予防訪問看護 64:介護予防訪問リハビリテーション 65:介護予防通所介護 66:介護予防通所リハビリテーション 67:介護予防福祉用具貸与 71:夜間対応型訪問介護 72:認知症対応型通所介護 73:小規模多機能型居宅介護 74:介護予防認知症対応型通所介護 75:介護予防小規模多機能型居宅介護 76:定期巡回・随時対応型訪問介護看護 77:複合型サービス 81:市町村特別給付

項番	コード名称	属性	バイト数	内容
29	サービス種類コード	英数	2	介護予防・日常生活支援総合事業サービス (経過措置) 40: ケアマネジメント 47: 生活支援サービス（配食） 48: 生活支援サービス（見守り） 49: 生活支援サービス（その他） 82: 訪問型予防サービス 83: 通所型予防サービス 84: 介護予防訪問入浴介護 85: 介護予防訪問看護 86: 介護予防訪問リハビリテーション 87: 介護予防通所リハビリテーション 88: 介護予防福祉用具貸与 89: 介護予防短期入所生活介護 90: 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設） 91: 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等） 92: 介護予防居宅療養管理指導 93: 介護予防特定施設入居者生活介護 94: 介護予防認知症対応型通所介護 95: 介護予防小規模多機能型居宅介護 96: 介護予防認知症対応型共同生活介護 97: 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）
				介護予防・日常生活支援総合事業サービス <u>A1: 訪問型サービス（みなし）</u> <u>A2: 訪問型サービス（独自）</u> <u>A3: 訪問型サービス（独自／定率）</u> <u>A4: 訪問型サービス（独自／定額）</u> <u>A5: 通所型サービス（みなし）</u> <u>A6: 通所型サービス（独自）</u> <u>A7: 通所型サービス（独自／定率）</u> <u>A8: 通所型サービス（独自／定額）</u> <u>A9: その他の生活支援サービス（配食／定率）</u> <u>AA: その他の生活支援サービス（配食／定額）</u> <u>AB: その他の生活支援サービス（見守り／定率）</u> <u>AC: その他の生活支援サービス（見守り／定額）</u> <u>AD: その他の生活支援サービス（その他／定率）</u> <u>AE: その他の生活支援サービス（その他／定額）</u> <u>AF: 介護予防ケアマネジメント</u> ※「みなし」：総合事業のみなし指定 ※「独自」：市町村が独自にサービスを設定するもの ※「定率」：利用者負担が定率のもの ※「定額」：利用者負担が定額のもの 検討中
30	サービスコード	英数	6	×1 ×2 ×3 ×4 ×5 ×6 サービス項目コード サービス種類コード ※サービス種類コード及びサービス項目コードの全てを英数とする。なお、英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。

項番	コード名称	属性	バイト数	内容			
80	請求情報区分コード	数字	2	情報名	保険・公費等区分コード	法別番号	内容
				情報 介護給付費請求書	保険請求	“0”固定	01:居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス
					公費請求	12:生活保護	02:居宅介護支援・介護予防支援
						12以外	“0”固定
				請求書情報 総合事業費 (経過措置)	保険請求	“0”固定	03:予防サービス費・生活支援サービス費 04:ケアマネジメント費
					合事業費請求書情報 介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報	保険請求	“0”固定
				公費請求		12:生活保護	生活保護以外の公費に関しては検討中
89	給付管理票種別区分コード	数字	1	1:訪問通所サービス給付管理票 2:短期入所サービス給付管理票 3:居宅サービス・介護予防サービス・総合事業区分給付管理票			
101	再審査申立事由コード	英数	4	申立理由番号	01:固定単位数に誤りがある場合 02:計算に誤りがある場合 03:給付内容に疑義がある場合 04:審査内容に疑義がある場合 05:重複して請求されている場合 06:適正化(その他)による場合 07:適正化(ケアプラン点検)による場合 08:適正化(介護給付費通知)による場合 09:適正化(医療突合)による場合 10:適正化(縦覧点検)による場合 11:適正化(給付実績を活用した情報提供)による場合 51:給付管理票の修正(※4) 99:その他の再審査請求		

項番	コード名称	属性	バイト数	内容
102	過誤申立事由コード	英数	4	01:台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整 02:請求誤りによる実績取り下げ 09:時効による保険者申立の取下げ 11:台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整 12:請求誤りによる実績取り下げ(同月) 21:台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整 29:時効による公費負担者申立の取下げ 32:給付管理票取消による実績の取下げ(※5) 42:適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ 43:適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ 44:適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取下げ 45:適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ 46:適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ 47:適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ 49:適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ(同月) 4A:適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ(同月) 4B:適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取下げ(同月) 4C:適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ(同月) 4D:適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ(同月) 4E:適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ(同月) 52:適正化(その他)による公費負担者申立の過誤取下げ 53:適正化(ケアプラン点検)による公費負担者申立の過誤取下げ 54:適正化(介護給付費通知)による公費負担者申立の過誤取下げ 55:適正化(医療突合)による公費負担者申立の過誤取下げ 56:適正化(縦覧点検)による公費負担者申立の過誤取下げ 57:適正化(給付実績を活用した情報提供)による公費負担者申立の過誤取下げ

項番	コード名称	属性	バイト数	内容
102	過誤申立事由コード	英数	4	申立理由番号 59:適正化（ <u>その他</u> ）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月） 5A:適正化（ケアプラン点検）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月） 5B:適正化（介護給付費通知）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月） 5C:適正化（医療突合）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月） 5D:適正化（縦覧点検）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月） 5E:適正化（給付実績を活用した情報提供）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月） 62:不正請求による実績取り下げ 69:不正請求による実績取り下げ（同月） 90:その他の事由による台帳過誤 99:その他の事由による実績の取り下げ
149	指定/基準該当/地域密着型サービス/ <u>総合事業</u> 識別コード	数字	1	1:指定サービス 2:基準該当サービス 3:相当サービス 4:その他 5:地域密着型サービス <u>6:総合事業</u>
186	過誤申立事由コード （介護予防・日常生活支援総合事業（ <u>経過措置</u> ））	英数	4	申立理由番号 02:請求誤りによる実績取り下げ 09:時効による保険者申立の取下げ 12:請求誤りによる実績取り下げ（同月） 42:適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ 43:適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ 44:適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ 45:適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ 46:適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ 47:適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ 49:適正化（ <u>その他</u> ）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4A:適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4B:適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4C:適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4D:適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4E:適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 99:その他の事由による実績の取り下げ

項番	コード名称	属性	バイト数	内容						
187	款コード (介護予防・日常生活支援総合事業 <u>(経過措置)</u>)	数字	2	05:地域支援事業費						
188	項コード (介護予防・日常生活支援総合事業 <u>(経過措置)</u>)	数字	2	01:介護予防日常生活支援総合事業費						
189	目コード (介護予防・日常生活支援総合事業 <u>(経過措置)</u>)	数字	2	01:要支援者向け事業費 02:二次予防向け事業費						
<u>190</u>	<u>住所地特例対象者区分コード</u>	<u>数字</u>	<u>1</u>	<u>1:非該当 2:該当</u>						
<u>191</u>	<u>施設所在保険者番号</u>	<u>数字</u>	<u>6</u>	<u>住所地特例対象者が入所（入居）する施設の所在する市町村の保険者番号</u> <table><tr><td>×1</td><td>×2</td><td>×3</td><td>×4</td><td>×5</td><td>×6</td></tr></table> ↑ <u>チェックデジット</u> <u>市区町村コード</u> ↑ <u>都道府県コード</u> <u>※チェックデジットはモジュラス10方式とする</u>	×1	×2	×3	×4	×5	×6
×1	×2	×3	×4	×5	×6					
<u>192</u>	<u>再審査申立事由コード</u> (介護予防・日常生活支援総合事業)	<u>英数</u>	<u>4</u>	<table><tr><td rowspan="2"><u>申立対象項目番号</u></td><td><u>01：給付管理票修正（※4）</u> <u>10:サービス種類コードおよびサービス項目コードで示すサービス</u></td></tr><tr><td><u>01：固定単位数に誤りがある場合</u> <u>02：計算に誤りがある場合</u> <u>03：給付内容に疑義がある場合</u> <u>04：審査内容に疑義がある場合</u> <u>05：重複して請求されている場合</u> <u>06：適正化（その他）による場合</u> <u>07：適正化（ケアプラン点検）による場合</u> <u>08：適正化（介護給付費通知）による場合</u> <u>09：適正化（医療突合）による場合</u> <u>10：適正化（縦覧点検）による場合</u> <u>11：適正化（給付実績を活用した情報提供）による場合</u> <u>51：給付管理票の修正（※4）</u> <u>99：その他の再審査請求</u></td></tr></table>	<u>申立対象項目番号</u>	<u>01：給付管理票修正（※4）</u> <u>10:サービス種類コードおよびサービス項目コードで示すサービス</u>	<u>01：固定単位数に誤りがある場合</u> <u>02：計算に誤りがある場合</u> <u>03：給付内容に疑義がある場合</u> <u>04：審査内容に疑義がある場合</u> <u>05：重複して請求されている場合</u> <u>06：適正化（その他）による場合</u> <u>07：適正化（ケアプラン点検）による場合</u> <u>08：適正化（介護給付費通知）による場合</u> <u>09：適正化（医療突合）による場合</u> <u>10：適正化（縦覧点検）による場合</u> <u>11：適正化（給付実績を活用した情報提供）による場合</u> <u>51：給付管理票の修正（※4）</u> <u>99：その他の再審査請求</u>			
<u>申立対象項目番号</u>	<u>01：給付管理票修正（※4）</u> <u>10:サービス種類コードおよびサービス項目コードで示すサービス</u>									
	<u>01：固定単位数に誤りがある場合</u> <u>02：計算に誤りがある場合</u> <u>03：給付内容に疑義がある場合</u> <u>04：審査内容に疑義がある場合</u> <u>05：重複して請求されている場合</u> <u>06：適正化（その他）による場合</u> <u>07：適正化（ケアプラン点検）による場合</u> <u>08：適正化（介護給付費通知）による場合</u> <u>09：適正化（医療突合）による場合</u> <u>10：適正化（縦覧点検）による場合</u> <u>11：適正化（給付実績を活用した情報提供）による場合</u> <u>51：給付管理票の修正（※4）</u> <u>99：その他の再審査請求</u>									

項番	コード名称	属性	バイト数	内容	
193	過誤申立事由コード (介護予防・日常生活支援総合事業)	英数	4	×1 ×2 ×3 ×4 様式番号 申立理由番号	
				様式番号	10: 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費） 20: 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費）
				申立理由番号	01: 台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整 02: 請求誤りによる実績取り下げ 09: 時効による保険者申立の取下げ 11: 台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整 12: 請求誤りによる実績取り下げ（同月） 21: 台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整 29: 時効による公費負担者申立の取下げ 32: 給付管理票取消による実績の取下げ（※5） 42: 適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ 43: 適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ 44: 適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ 45: 適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ 46: 適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ 47: 適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ 49: 適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4A: 適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4B: 適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4C: 適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4D: 適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4E: 適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ（同月）

項番	コード名称	属性	バイト数	内容
193	過誤申立事由コード (介護予防・日常生活支援 総合事業)	英数	4	申立理由番号 52:適正化(その他)による公費負担者申立の過誤 取下げ 53:適正化(ケアプラン点検)による公費負担者申 立の過誤取下げ 54:適正化(介護給付費通知)による公費負担者申 立の過誤取下げ 55:適正化(医療突合)による公費負担者申立の過 誤取下げ 56:適正化(縦覧点検)による公費負担者申立の過 誤取下げ 57:適正化(給付実績を活用した情報提供)による 公費負担者申立の過誤取下げ 59:適正化(その他)による公費負担者申立の過誤 取下げ(同月) 5A:適正化(ケアプラン点検)による公費負担者申 立の過誤取下げ(同月) 5B:適正化(介護給付費通知)による公費負担者申 立の過誤取下げ(同月) 5C:適正化(医療突合)による公費負担者申立の過 誤取下げ(同月) 5D:適正化(縦覧点検)による公費負担者申立の過 誤取下げ(同月) 5E:適正化(給付実績を活用した情報提供)による 公費負担者申立の過誤取下げ(同月) 62:不正請求による実績取り下げ 69:不正請求による実績取り下げ(同月) 90:その他の事由による台帳過誤 99:その他の事由による実績の取り下げ
194	款コード (介護予防・日常生活支援 総合事業)	数字	2	検討中
195	項コード (介護予防・日常生活支援 総合事業)	数字	2	
196	目コード (介護予防・日常生活支援 総合事業)	数字	2	
197	意見書作成料種別	数字	1	
198	意見書作成料申請種別	数字	1	1:新規 2:継続
199	事業対象者実施区分	数字	1	1:実施不可 2:実施可

※4 再審査決定通知書にのみ表示(設定)される。

※5 過誤決定通知書にのみ表示(設定)される。

(8) データ種別一覧

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
1	111：保険者向け給付実績情報	1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118	国保連合会保有給付実績情報
2	112：保険者向け給付管理票情報	1121 1122	保険者向け給付管理票情報
3	113：保険者保有給付実績情報	1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138	保険者保有給付実績情報
4	114：保険者保有給付実績更新結果情報	1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148	保険者保有給付実績更新結果情報
5	121：介護給付費資格照合表情報	1211	介護給付費資格照合表情報
6	122：介護予防・日常生活支援総合事業費（ 経過措置 ）資格照合表情報	1221	介護予防・日常生活支援総合事業費（ 経過措置 ）資格照合表情報
7	123：介護予防・日常生活支援総合事業費資格照合表情報	1231	介護予防・日常生活支援総合事業費資格照合表情報
8	151：介護給付費等請求額通知書情報	1511	介護給付費等請求額通知書情報
9	152：介護予防・日常生活支援総合事業費（ 経過措置 ）請求額通知書情報	1521	介護予防・日常生活支援総合事業費（ 経過措置 ）請求額通知書情報
10	153：介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報	1531	介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報
11	161：介護給付費等審査決定請求明細表情報	1611	介護給付費等審査決定請求明細表情報
12	162：介護予防・日常生活支援総合事業費（ 経過措置 ）審査決定請求明細表情報	1621	介護予防・日常生活支援総合事業費（ 経過措置 ）審査決定請求明細表情報
13	163：介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表情報	1631	介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表情報
14	171：介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分）	1711	介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分）
15	172：介護給付費再審査決定通知書情報（保険者分）	1721	介護給付費再審査決定通知書情報（保険者分）

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
<u>1 6</u>	173：介護給付費過誤申立書情報	1731	介護給付費過誤申立書情報
<u>1 7</u>	174：介護給付費再審査申立書情報（保険者分）	1741 1742	介護給付費再審査申立書情報（保険者分）
<u>1 8</u>	175：介護予防・日常生活支援総合事業費（ <u>経過措置</u> ）過誤決定通知書情報（保険者分）	1751	介護予防・日常生活支援総合事業費（ <u>経過措置</u> ）過誤決定通知書情報（保険者分）
<u>1 9</u>	176：介護予防・日常生活支援総合事業費（ <u>経過措置</u> ）過誤申立書情報	1761	介護予防・日常生活支援総合事業費（ <u>経過措置</u> ）過誤申立書情報
<u>2 0</u>	<u>177：介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（保険者分）</u>	<u>1771</u>	<u>介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（保険者分）</u>
<u>2 1</u>	<u>178：介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（保険者分）</u>	<u>1781</u>	<u>介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（保険者分）</u>
<u>2 2</u>	<u>179：介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書情報</u>	<u>1791</u>	<u>介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書情報</u>
<u>2 3</u>	<u>17A：介護予防・日常生活支援総合事業費再審査申立書情報</u>	<u>17A1</u>	<u>介護予防・日常生活支援総合事業費再審査申立書情報</u>
<u>2 4</u>	211：償還連絡票情報	2111	償還連絡票情報
		2131	居宅介護（支援）給付費償還明細書情報
		2141 2142 2143	居宅介護（支援）給付費償還明細書情報
		2151 2152 2153 2155	居宅介護（支援）給付費償還明細書情報
		2161 2162 2163 2164	居宅介護（支援）給付費償還明細書情報
		2171 2173 2175 2177	居宅介護（支援）給付費償還明細書情報
		2181 2182 2183	施設介護給付費償還明細書情報
		2191 2192 2193 2194 2195	施設介護給付費償還明細書情報

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
<u>2 4</u>	211：償還連絡票情報	21A1	施設介護給付費償還明細書情報
		21A2	
		21A3	
		21B1	居宅介護（支援）サービス計画費償還明細書情報
		21B2	
		21B4	
		21C1	福祉用具販売費償還明細書情報
		21D1	住宅改修費償還明細書情報
		2132	介護予防サービス給付費償還明細書情報
		2144	介護予防サービス給付費償還明細書情報
		2154	介護予防サービス給付費償還明細書情報
		2156	
		2165	介護予防サービス給付費償還明細書情報
<u>2 5</u>	221：償還払支給決定者一覧表情報	2172	介護予防サービス給付費償還明細書情報
		2174	
		2176	
		21B3	介護予防支援給付費償還明細書情報
		21B5	
<u>2 6</u>	222：償還払不支給決定者一覧表情報	21C2	介護予防福祉用具販売費償還明細書情報
		21D2	介護予防住宅改修費償還明細書情報
		2211	償還払支給決定者一覧表情報
		2221	償還払不支給決定者一覧表情報
		2232	償還払支給（不支給）決定通知書情報
		2311	振込依頼書（償還）情報
		3111	要介護認定期限到来者一覧表情報
		3121	要介護認定・要支援認定有効期間終了のお知らせ情報
		3131	要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書情報
		3211	介護給付費通知一覧表情報
		3222	介護給付費通知書
		3311	高額介護サービス費給付対象者一覧表情報
		3322	高額介護サービス費給付のお知らせ情報
<u>3 7</u>	341：高額介護サービス費給付判定結果情報	3331	高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書情報
		3411	高額介護サービス費給付判定結果情報

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
<u>38</u>	351：高額介護サービス費支給（不支給）決定者一覧表情報	3511	高額介護サービス費支給（不支給）決定者一覧表情報
<u>39</u>	352：高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書情報	3522	高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書情報
<u>40</u>	361：振込依頼書（高額）情報	3611	振込依頼書（高額）情報
<u>41</u>	391：振込データ情報	3911	振込データ情報
<u>42</u>	393：振込者一覧表情報	3931	振込者一覧表情報
<u>43</u>	394：振込不能者一覧表情報	3941	振込不能者一覧表情報
<u>44</u>	3A1：主治医意見書料支払一覧表情報	3A11	主治医意見書料支払一覧表情報
<u>45</u>	3A2：主治医意見書料支払一覧表情報	3A21	主治医意見書料支払一覧表情報
<u>46</u>	3B1：認定調査委託料支払一覧表情報	3B11	認定調査委託料支払一覧表情報
<u>47</u>	411：被保険者証作成情報	4111	被保険者証作成情報（共通部）
		4122	被保険者証作成情報（明細部）
<u>48</u>	421：被保険者証作成一覧表情報	4211	被保険者証作成一覧表情報
<u>49</u>	431：被保険者証作成情報エラーリスト情報	4311	被保険者証作成情報エラーリスト情報
<u>50</u>	432：第1号被保険者保険料徴収情報エラーリスト情報	4321	第1号被保険者保険料徴収情報エラーリスト情報
<u>51</u>	441：第1号被保険者保険料徴収情報	4411	第1号被保険者保険料徴収情報（共通部）
		4421	第1号被保険者保険料徴収情報（明細部）
<u>52</u>	451：保険料納付通知書等作成一覧表（普通徴収者）情報	4511	保険料納付通知書等作成一覧表（普通徴収者）情報
<u>53</u>	452：保険料納付通知書等作成一覧表（特別徴収者）情報	4521	保険料納付通知書等作成一覧表（特別徴収者）情報
<u>54</u>	521：事業所異動連絡票情報	5112	事業所異動連絡票情報（基本情報）
		5213	事業所異動連絡票情報（サービス情報）
		5215	事業所異動連絡票情報（介護支援専門員情報）
<u>55</u>	523：事業所情報更新結果情報	5132	事業所情報更新結果情報（基本情報）
		5233	事業所情報更新結果情報（サービス情報）
		5235	事業所情報更新結果情報（介護支援専門員情報）
<u>56</u>	524：事業所台帳情報	5142	事業所台帳情報（基本情報）
		5243	事業所台帳情報（サービス情報）
		5245	事業所台帳情報（介護支援専門員情報）
<u>57</u>	531：受給者異動連絡票情報	5311	受給者異動連絡票情報
<u>58</u>	532：受給者訂正連絡票情報	5321	受給者訂正連絡票情報
<u>59</u>	533：受給者情報更新結果情報	5331	受給者情報更新結果情報
<u>60</u>	534：受給者台帳情報	5341	受給者台帳情報（単票）
		5342	受給者台帳情報（一覧表）

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
<u>6 1</u>	536：受給者情報突合情報	5361	受給者情報突合情報
<u>6 2</u>	537：受給者情報突合結果情報	5371	受給者情報突合結果情報
<u>6 3</u>	541：保険者異動連絡票情報	5411	保険者異動連絡票情報
		5611	広域連合異動連絡票情報 （行政区異動連絡票情報）
<u>6 4</u>	543：保険者情報更新結果情報	5431	保険者情報更新結果情報
		5631	広域連合情報更新結果情報 （行政区情報更新結果情報）
<u>6 5</u>	544：保険者台帳情報	5441	保険者台帳情報
		5641	広域連合情報（行政区情報）
<u>6 6</u>	551：市町村固有異動連絡票情報	5511	市町村固有異動連絡票情報
<u>6 7</u>	553：市町村固有情報更新結果情報	5531	市町村固有情報更新結果情報
<u>6 8</u>	554：市町村固有情報	5541	市町村固有情報
<u>6 9</u>	5A1：共同処理用保険者異動連絡票情報	5A11	共同処理用保険者異動連絡票情報（基本情報）
		5B11	共同処理用保険者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）
<u>7 0</u>	5A3：共同処理用保険者情報更新結果情報	5A31	共同処理用保険者情報更新結果情報（基本情報）
		5B31	共同処理用保険者情報更新結果情報（償還払給付額管理処理情報）
<u>7 1</u>	5A4：共同処理用保険者情報	5A41	共同処理用保険者情報（基本情報）
		5B41	共同処理用保険者情報（償還払給付額管理処理情報）
<u>7 2</u>	5C1：共同処理用受給者異動連絡票情報	5C11	共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）
		5D11	共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）
		5E11	共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）
<u>7 3</u>	5C3：共同処理用受給者情報更新結果情報	5C31	共同処理用受給者情報更新結果情報（基本情報）
		5D31	共同処理用受給者情報更新結果情報（償還払給付額管理処理情報）
		5E31	共同処理用受給者情報更新結果情報（高額介護サービス費支給処理情報）
<u>7 4</u>	5C4：共同処理用受給者情報	5C41	共同処理用受給者情報（基本情報）
		5D41	共同処理用受給者情報（償還払給付額管理処理情報）
		5E41	共同処理用受給者情報（高額介護サービス費支給処理情報）
<u>7 5</u>	5F1：地域密着型サービスコード異動連絡票情報	5F11	地域密着型サービスコード異動連絡票情報
<u>7 6</u>	5F3：地域密着型サービスコード更新結果情報	5F31	地域密着型サービスコード更新結果情報
<u>7 7</u>	5F4：地域密着型サービスコード情報	5F41	地域密着型サービスコード情報
<u>7 8</u>	5G1：介護予防・日常生活支援総合事業（ <u>経過措置</u> ）サービスコード異動連絡票情報	5G11	介護予防・日常生活支援総合事業（ <u>経過措置</u> ）サービスコード異動連絡票情報

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
<u>79</u>	5G3：介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード更新結果情報	5G31	介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード更新結果情報
<u>80</u>	5G4：介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード情報	5G41	介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード情報
<u>81</u>	5H1：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報	5H11	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報
<u>82</u>	5H2：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報	5H21	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報
<u>83</u>	5H3：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード更新結果情報	5H31	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード更新結果情報
<u>84</u>	5H4：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報	5H41	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報
<u>85</u>	631：介護給付費等請求額通知書情報（公費負担者分）	6311	介護給付費等請求額通知書情報（公費負担者分）
<u>86</u>	632：介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報（公費負担者分）	6321	介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報（公費負担者分）
<u>87</u>	641：介護給付費公費受給者別一覧表情報	6411	介護給付費公費受給者別一覧表情報
<u>88</u>	642：介護予防・日常生活支援総合事業費公費受給者別一覧表情報	6421	介護予防・日常生活支援総合事業費公費受給者別一覧表情報
<u>89</u>	651：介護給付費過誤決定通知書情報（公費負担者分）	6511	介護給付費過誤決定通知書情報（公費負担者分）
<u>90</u>	652：介護給付費再審査決定通知書情報（公費負担者分）	6521	介護給付費再審査決定通知書情報（公費負担者分）
<u>91</u>	661：介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（公費負担者分）	6611	介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（公費負担者分）
<u>92</u>	662：介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（公費負担者分）	6621	介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（公費負担者分）

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
<u>93</u>	711：介護給付費請求書情報	7111	介護給付費請求書情報
		7131	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報
		7141	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報
		7142	
		7143	
		7151	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報
		7152	
		7153	
		7155	
		7161	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報
		7162	
		7163	
		7164	
		7171	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報
		7173	
		7175	
		7177	
		7181	施設介護給付費請求明細書情報
		7182	
		7183	
		7191	施設介護給付費請求明細書情報
		7192	
		7193	
		7194	
		7195	
		71A1	施設介護給付費請求明細書情報
		71A2	
		71A3	
		7132	介護予防サービス給付費請求明細書情報
		7144	介護予防サービス給付費請求明細書情報
		7154	介護予防サービス給付費請求明細書情報
		7156	
		7165	介護予防サービス給付費請求明細書情報
		7172	介護予防サービス給付費請求明細書情報
		7174	
		7176	
		8121	介護給付費請求明細書（居宅サービス計画費）情報
		8122	
		8124	
		8123	介護予防支援介護給付費明細書
		8125	

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
<u>94</u>	71P：介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求書情報	7112	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求書情報
		71P1	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求明細書情報
		8161	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求明細書（ケアマネジメント費）情報
<u>95</u>	71R：介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報	7113	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報
		71R1	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書情報
		8171	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）情報
<u>96</u>	71B：介護給付費再審査申立書	71B1 71B2	介護給付費再審査申立書情報
<u>97</u>	71C：主治医意見書作成料請求書情報	71C1	主治医意見書作成料請求書情報
<u>98</u>	71D：介護予防・日常生活支援総合事業費再審査申立書情報	71D1	介護予防・日常生活支援総合事業費再審査申立書情報
<u>99</u>	721：介護保険審査決定増減表	7211	介護保険審査決定増減表情報
<u>100</u>	722：介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）審査決定増減表情報	7221	介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）審査決定増減表情報
<u>101</u>	723：介護予防・日常生活支援総合事業審査決定増減表情報	7231	介護予防・日常生活支援総合事業審査決定増減表情報
<u>102</u>	731：介護保険審査増減点通知書	7311	介護保険審査増減単位数通知書情報
<u>103</u>	732：介護予防・日常生活支援総合事業審査増減単位数通知書情報	7321	介護予防・日常生活支援総合事業審査増減単位数通知書情報
<u>104</u>	741：請求明細・給付管理票返戻（保留）一覧表情報	7411	請求明細・給付管理票返戻（保留）一覧表情報
<u>105</u>	742：介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）請求明細書返戻一覧表情報	7421	介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）請求明細書返戻一覧表情報
<u>106</u>	743：介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書返戻（保留）一覧表情報	7431	介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書返戻（保留）一覧表情報
<u>107</u>	751：介護給付費等支払決定額通知書	7513	介護給付費等支払決定額通知書情報
<u>108</u>	752：介護給付費等支払決定額内訳書	7521	介護給付費支払決定額内訳書情報
<u>109</u>	754：介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）支払決定額内訳書情報	7541	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）支払決定額内訳書情報
<u>110</u>	755：介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書情報	7551	介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書情報
<u>111</u>	761：介護給付費過誤決定通知書情報（事業所分）	7611	介護給付費過誤決定通知書情報（事業所分）
<u>112</u>	762：介護給付費再審査決定通知書情報（事業所分）	7621	介護給付費再審査決定通知書情報（事業所分）
<u>113</u>	763：介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）過誤決定通知書情報（事業所分）	7631	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）過誤決定通知書情報（事業所分）

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
<u>114</u>	<u>764：介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（事業所分）</u>	<u>7641</u>	<u>介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（事業所分）</u>
<u>115</u>	<u>765：介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（事業所分）</u>	<u>7651</u>	<u>介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（事業所分）</u>
<u>116</u>	821：給付管理票情報	8211	給付管理票総括票情報
		8221 8222	給付管理票情報
<u>117</u>	831：サービス提供終了確認情報	8311	サービス提供終了確認情報
<u>118</u>	832：サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表情報	8321	サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表情報
<u>119</u>	833：サービス提供終了確認者台帳情報	8331	サービス提供終了確認者台帳情報

【インタフェース仕様書 都道府県編】

(1) 事業所異動連絡票情報 (基本情報)

項番	項目	属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
:								
5	事業所番号	英数	10	事業所番号を設定する	○	○	○	※3
:								
21	指定／基準該当等事業所区分コード	数字	1	指定又は基準該当等の事業所の区分をコードで設定する	○			※3 ※5 ※6
:								

※1 異動区分コードにより入力必須項目が異なる。(○: 必須)

※3 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※5 以下の通り設定する

検討中

- ・コード値の追加あり
- ・属性変更の可能性あり

コード	介護（介護予防）サービス	地域密着型サービス	介護予防・日常生活支援総合事業サービス (経過措置)	介護予防・日常生活支援総合事業サービス
1	指定事業所	情報なし	情報なし、又は、 みなし指定事業所	情報なし、又は、 指定事業所
2	基準該当事業所	情報なし		
3	相当サービス事業所	情報なし、又は、 相当サービス事業所		
4	その他	情報なし		
5	情報なし	指定事業所		
6	指定事業所	みなし指定事業所		
7	基準該当事業所	みなし指定事業所		
8	情報なし	情報なし	指定事業所	情報なし
9	情報なし	情報なし	情報なし	指定事業所

※6: 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）の場合は、1: 指定事業所を設定する。

検討中

(2) 事業所異動連絡票情報 (サービス情報)

項番	項目	属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
:								
5	事業所番号	英数	10	事業所番号を設定する	○	○	○	※3
:								
18	サービス種類コード	英数	2	サービスの種類を設定する	○	○	○	※3
:								
61	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業 登録保険者番号	数字	6	基準該当事業所、地域密着型事業所、又は、介護予防・日常生活支援総合事業事業所を登録した保険者の番号を設定する				※7 ※20 ※31
:								:

- ※1 異動区分コードにより入力必須項目が異なる。(○：必須)
- ※3 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P. 31)
- ※7 当該サービスに係わる事業所を登録した市町村のコードを設定する。
- ※20 保険者番号(広域連合、政令市の場合は、広域連合又は政令市の保険者番号)を設定する。
- ※31 事業所異動連絡票情報のサービス種類コードが“46:介護予防支援”については、異動年月日が平成27年4月1日以降の場合、未設定とする。但し、保険者が認める基準該当サービス事業所は除く。また、平成27年4月1日時点で有効な“46:介護予防支援”の情報については、全て未設定とするよう、事業所異動連絡票情報を送付すること。

【インタフェース仕様書 保険者編】

(1) 受給者訂正連絡票情報

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	5321	受給者訂正連絡票情報	国保連合会へ登録済みの受給者情報に対する訂正情報	保険者 → 国保連合会	訂正時	伝送 磁気 帳票

		受付媒体種別		
種別	帳票名	伝送	磁気	帳票
訂正情報	受給者情報訂正連絡票	<u>○</u>	<u>○</u>	○

○ … 受付可、× … 受付不可

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力※1	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	受給者訂正連絡票情報の識別番号を設定する	○	“5321”固定
2	レコード種別コード	英数	2	レコード種別を設定する	○	“H1”固定
3	異動年月日	数字	8	受給者の資格を取得または変更等が生じた年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	○	※2
4	異動事由	数字	2	受給者情報の異動事由を設定する		※3
5	訂正年月日	数字	8	受給者台帳情報に訂正が生じた日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	○	※2
6	訂正区分コード	数字	1	訂正区分コードを設定する	○	2: 修正 3: 削除
7	証記載保険者番号	数字	6	被保険者証記載の保険者番号を設定する	○	※3
8	被保険者番号	英数	10	被保険者番号を設定する	○	※3
9	被保険者氏名（カナ）	英数	25	被保険者氏名をカナ文字で設定する		
10	生年月日	数字	8	生年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		※2
11	性別コード	数字	1	性別コードを設定する		※3
12	資格取得年月日	数字	8	資格取得年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		※2
13	資格喪失年月日	数字	8	資格喪失年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		※2
14	老人保健市町村番号	数字	8	老人保健市町村番号を設定する		※3
15	老人保健受給者番号	数字	7	老人保健受給者番号を設定する		※3
16	申請種別コード	数字	1	申請種別コードを設定する		※3
17	変更申請中区分コード	数字	1	変更申請中区分コードを設定する		※3

項番	項目名		属性	バイト数	内容	必須入力※1	備考
18	申請年月日		数字	8	要介護状態区分の変更を申請した年月日（西暦年月日 (YYYYMMDD)）を設定する		※2
19	みなし要介護区分コード		数字	1	みなし要介護区分コードを設定する		※3
20	要介護状態区分コード		数字	2	要介護状態区分コードを設定する		※3
21	認定有効期間（開始年月日）		数字	8	認定有効期間の開始年月日（西暦年月日 (YYYYMMDD)）を設定する		※2
22	認定有効期間（終了年月日）		数字	8	認定有効期間の終了年月日（西暦年月日 (YYYYMMDD)）を設定する		※2
23	居宅サービス計画作成区分コード		数字	1	居宅介護支援事業者または自己作成の区分を設定する		※3
24	居宅介護支援事業所番号		英数	10	居宅介護支援事業所の番号を設定する		※3、※7
25	居宅サービス計画適用開始年月日		数字	8	居宅サービス計画の適用開始年月日（西暦年月日 (YYYYMMDD)）を設定する		※2
26	居宅サービス計画適用終了年月日		数字	8	居宅サービス計画の適用終了年月日（西暦年月日 (YYYYMMDD)）を設定する		※2、※8
27	訪問通所サービス	支給限度基準額	数字	6	被保険者証記載の訪問通所サービス支給限度基準額を単位数で設定する		
28		上限管理適用期間開始年月日	数字	8	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日 (YYYYMMDD)）を設定する		※2
29		上限管理適用期間終了年月日	数字	8	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日 (YYYYMMDD)）を設定する		※2、※8
30	短期入所サービス	支給限度基準額	数字	3	被保険者証記載の短期入所サービス支給限度基準額を日数で設定する		
31		上限管理適用期間開始年月日	数字	8	短期入所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日 (YYYYMMDD)）を設定する		※2
32		上限管理適用期間終了年月日	数字	8	短期入所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日 (YYYYMMDD)）を設定する		※2
33	公費負担上限額減額の有無		数字	1	公費負担上限額減額の有無を設定する		※3
34	償還払化開始年月日		数字	8	償還払化開始年月日（西暦年月日 (YYYYMMDD)）を設定する		※2
35	償還払化終了年月日		数字	8	償還払化終了年月日（西暦年月日 (YYYYMMDD)）を設定する		※2
36	給付率引下げ開始年月日		数字	8	給付率引下げ開始年月日（西暦年月日 (YYYYMMDD)）を設定する		※2
37	給付率引下げ終了年月日		数字	8	給付率引下げ終了年月日（西暦年月日 (YYYYMMDD)）を設定する		※2

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力※1	備考
38	減免申請中区分コード	数字	1	減免申請中区分コードを設定する		※3
39	利用者・旧措置入所者利用者負担	利用者負担区分コード	数字	1	利用者負担区分コードを設定する	※3
40		給付率	数字	3	利用者負担減免等により給付率が変更された場合に100分の〇〇〇で設定する	
41		適用開始年月日	数字	8	給付率の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	※2
42		適用終了年月日	数字	8	給付率の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	※2
43	標準負担・特定標準負担	標準負担区分コード	数字	1	標準負担区分コードを設定する	※3
44		負担額	数字	5	負担額を設定する	
45		負担額適用開始年月日	数字	8	負担額適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	※2
46		負担額適用終了年月日	数字	8	負担額適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	※2
47	特定入所者介護サービス	特定入所者認定申請中区分コード	数字	1	特定入所者認定申請中区分コードを設定する	※3
48		特定入所者介護サービス区分コード	数字	1	特定入所者介護サービス区分コードを設定する	※3
49		課税層の特例減額措置対象	数字	1	利用者負担第4段階の者で当該措置該当の有無をコードで設定する	※3
50		食費負担限度額	数字	4	食費負担限度額を設定する	
51		居住費（ユニット型個室）負担限度額	数字	4	居住費（ユニット型個室）負担限度額を設定する	
52		居住費（ユニット型準個室）負担限度額	数字	4	居住費（ユニット型準個室）負担限度額を設定する	
53		居住費（従来型個室（特養等））負担限度額	数字	4	居住費（従来型個室（特養等））負担限度額を設定する	
54		居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額	数字	4	居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額を設定する	
55		居住費（多床室）負担限度額	数字	4	居住費（多床室）負担限度額を設定する	
56		負担限度額適用開始年月日	数字	8	負担限度額適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	※2
57		負担限度額適用終了年月日	数字	8	負担限度額適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	※2

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力※1	備考
58	社会福祉法人軽減 軽減率	数字	4	社会福祉法人軽減の軽減率を設定する		
59	情報 軽減率適用開始年月日	数字	8	軽減率の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		※2
60	軽減率適用終了年月日	数字	8	軽減率の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		※2
61	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無	数字	1	小規模多機能型居宅介護、及び、複合型サービスの利用開始月における居宅サービス等の利用の有無コードを設定する		※3
62	医療資格 後期高齢者 保険者番号（後期）	英数	8	保険者番号（後期）を設定する		
63	被保険者番号（後期）	英数	8	被保険者番号（後期）を設定する		
64	国民健康 保険資格 保険者番号（国保）	数字	8	保険者番号（国保）を設定する		
65	被保険者証番号（国保）	英数	20	被保険者証番号（国保）を設定する		
66	個人番号（国保）	数字	10	個人番号（国保）を設定する		
67	二次予防事業区分コード	数字	1	二次予防事業区分コードを設定する		※3
68	二次予防事業有効期間開始年月日	数字	8	二次予防事業有効期間の開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		※2
69	二次予防事業有効期間終了年月日	数字	8	二次予防事業有効期間の終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		※2
70	住所地利例対象者区分コード	数字	1	住所地利例対象者区分コードを設定する		※3、※4、※5
71	住所地利例 施設所在保険者番号	数字	6	住所地利例対象者が入所（入居）する施設の所在する市町村の保険者番号を設定する		※3、※4、※5
72	住所地利例適用開始年月日	数字	8	住所地利例の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		※2、※4、※5、※6
73	住所地利例適用終了年月日	数字	8	住所地利例の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する		※2、※4、※5
74	特定入所者介護サービス 居住費（新1）負担限度額	数字	4	検討中		※4
75	居住費（新2）負担限度額	数字	4			※4
76	居住費（新3）負担限度額	数字	4			※4

※1 必須入力（○）である項目、及び、訂正が発生した項目にのみ入力する。なお、初期化を行いたい項目については、先頭1桁に半角の“*”を入力する。（但し、証記載保険者番号等キーとなる項目は除く）

※2 「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項：「年月日」欄」参照。（インタフェース仕様書 共通編 P.42）

※3 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。（インタフェース仕様書 共通編 P.31）

- ※4 処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 27 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
- ※5 平成 27 年 4 月以降、要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、設定する。総合事業を開始した保険者は、事業対象者についても設定する。なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅については、平成 27 年 4 月 1 日以降に該当する施設に入居した者のみ設定する。
- ※6 平成 27 年 4 月 1 日以前からの住所地特例対象者は、「住所地特例適用開始年月日」に一律「平成 27 年 4 月 1 日」と設定する。平成 27 年 4 月 2 日以降は住所地特例が適用開始された日を設定する。
- ※7 「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項:「事業所番号」欄」参照。(インタフェース仕様書 共通編 P. 42)
- ※8 項番 20「要介護状態区分」が「06:事業対象者」の受給者については未設定とする。設定された場合はエラーとして台帳登録は行わない。

(2) 介護給付費過誤決定通知書情報(保険者分)

・明細レコード(複数レコード)

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
8	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを出力する	※1
9	サービス種類名	漢字	24	サービス種類名を出力する	
10	過誤申立事由コード	英数	4	過誤申立事由コードを出力する	※1 ※3
11	過誤申立事由	漢字	56	過誤申立事由を出力する	
:					

※1 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※3 過誤申立事由コードは、4桁の英数属性のコードとし、申立情報作成の都度入力を行う。

(3) 介護給付費再審査決定通知書情報(保険者分)

・明細レコード(複数レコード)

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
8	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを出力する	※1
9	サービス種類名	漢字	24	サービス種類名を出力する	
10	申立事由コード	英数	4	再審査申立事由コードを出力する	※1
11	申立事由	漢字	48	再審査申立事由を出力する	
:					

※1 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

(4) 介護給付費通知書情報

・明細レコード(複数レコード)

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
7	事業所番号	英数	10	事業所番号を出力する	※1
8	事業所名(漢字)	漢字	40	事業所名(漢字)を出力する	
9	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを出力する	※1
10	サービス項目コード	英数	4	サービス項目コードを出力する	※1
11	サービス略称	漢字	64	サービス略称を出力する	
:					

※1 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

(5) 受給者異動連絡票情報

項番	項目名		属性	バイト数	内容	必須入力※ ¹			備考
						新規	変更	終了	
:									
20	要介護状態区分コード		数字	2	要介護状態区分コードを設定する	○			※5、※22 ※36
:									
22	認定有効期間（終了年月日）		数字	8	認定有効期間の終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	○			※2、※38
:									
24	居宅介護支援事業所番号		英数	10	居宅介護支援事業所の番号を設定する				※5、※6 ※23、 ※37
:									
29	訪問通所サービス	上限管理適用期間終了年月日	数字	8	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	○			※2、 ※30、 ※38
:									
69	二次予防事業有効期間終了年月日		数字	8	二次予防事業有効期間の終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				※2 ※31
70	住所地特例	住所地特例対象者区分コード	数字	1	住所地特例対象者区分コードを設定する				※5 ※33、※34
71		施設所在保険者番号	数字	6	住所地特例対象者が入所（入居）する施設の所在する市町村の保険者番号を設定する				※5 ※33、※34
72		住所地特例適用開始年月日	数字	8	住所地特例の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				※2 ※33、※34、※35
73		住所地特例適用終了年月日	数字	8	住所地特例の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				※2 ※33、※34
74	特定入所者介護サービス	居住費（新1）負担限度額	数字	4	検討中				※33
75		居住費（新2）負担限度額	数字	4					※33
76		居住費（新3）負担限度額	数字	4					※33

※1：異動区分コードにより入力必須項目が異なる。（○：必須）

※2：「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項：「年月日」欄」参照。（P.42）

※5：「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。（P.31）

※6：居宅サービス計画作成区分コード（項番23）が「1（居宅介護支援事業者）」の場合には必須。

※ 2 2 : 処理年月が平成 18 年 5 月以降の場合、“11: 要支援（経過的要介護）”は経過的要介護と見なす。なお、当該要支援状態にて、認定有効期間が平成 18 年 4 月 1 日をまたぐものについては、その他の異動が発生しない場合は異動情報の再送付は不要。（連合会審査においては経過的要介護と見なす。）

※ 2 3 : 要支援 1、要支援 2 の受給者について、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託している場合であっても、当該項目は、連合会に給付管理票等を提出することになる介護予防支援事業所（地域包括支援センター）を設定する。また、小規模多機能型居宅介護事業所を利用している受給者については、居宅サービス計画作成区分に 1、居宅介護支援事業所番号に当該小規模多機能型居宅介護事業所を設定し、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を利用している受給者については、居宅サービス計画作成区分に 3、介護予防支援事業所番号に当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を設定する。また、複合型サービス事業所を利用している受給者については、居宅サービス計画作成区分に 1、介護支援事業所番号に当該複合型サービス事業所を設定する。

※ 3 1 : 処理年月が平成 24 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 24 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 24 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※ 3 3 : 処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 27 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※ 3 4 : 平成 27 年 4 月以降、要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、設定する。総合事業を開始した保険者は、事業対象者についても設定する。なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅については、平成 27 年 4 月 1 日以降に該当する施設に入居した者のみ設定する。

※ 3 5 : 平成 27 年 4 月 1 日以前からの住所地特例対象者は、「住所地特例適用開始年月日」に一律「平成 27 年 4 月 1 日」と設定する。平成 27 年 4 月 2 日以降は住所地特例が適用開始された日を設定する。

※ 3 6 : 要介護状態区分が事業対象者の受給者に関しても、受給者異動連絡票が必ず提出される必要がある。

※ 3 7 : 「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項: 「事業所番号」欄」参照。（インタフェース仕様書 共通編 P. 42）

※ 3 8 : 事業対象者の受給者については未設定とする。設定された場合はエラーとして台帳登録は行わない。

※ S : 固定長形式で表現する場合の「符号付きアンパック（ゾーン）10進数形式項目
〔以下：符号付き形式項目〕」。

なお、※ S が付加されていない数字属性項目は、「符号なしアンパック（ゾーン）10進数形式項目
〔以下：符号なし形式項目〕」である。

(6) 保険者異動連絡票情報

項番	項目	属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
14	住所（漢字）	漢字	128	保険者の住所を全角文字で設定する	○			
15	介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月	数字	6	介護予防訪問介護・介護予防通所介護の終了年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する				※5、※6、※7
16	介護予防・日常生活支援総合事業開始年月	数字	6	介護予防・日常生活支援総合事業の開始年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する				※5、※6、※8

※1： 異動区分コードにより入力必須項目が異なる。（○：必須）

※2： 「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項：「年月日」欄」参照。（P.42）

※5： 「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項：「年月」欄」参照。（P.42）

※6： 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成27年3月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定する場合は

※7： 平成27年3月から平成30年3月の年月を設定する。

※8： 平成27年4月から平成29年4月の年月を設定する。設定された場合、介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）については、その前月に終了されたものとみなす。

(7) 市町村固有異動連絡票情報

項番	項目		属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考
						新規	変更	終了	
:									
114	(経過措置) 介護予防・日常生活支援総合事業費 区分支給限度基準額	二次予防	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する				※S ※12
115		要支援 1	数字	6	同上				※S ※12
116		要支援 2	数字	6	同上				※S ※12
117	介護予防・日常生活支援総合事業費 種類支給限度基準額 (経過措置)	訪問型予防サービス	二次予防	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※12
118			要支援 1	数字	6	同上			※S ※12
119			要支援 2	数字	6	同上			※S ※12
120		通所型予防サービス	二次予防	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※12
121			要支援 1	数字	6	同上			※S ※12
122			要支援 2	数字	6	同上			※S ※12
123		(配食) 生活支援サービス	二次予防	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※12
124			要支援 1	数字	6	同上			※S ※12
125			要支援 2	数字	6	同上			※S ※12

項番	項目		属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考
						新規	変更	終了	
126	介護予防・日常生活支援総合事業費 種類支給限度基準額 (経過措置)	生活支援サービス (見守り)	二次予防	数字	6	1 月間の限度額を単位数で 設定する			※S ※1 2
127			要支援 1	数字	6	同上			※S ※1 2
128			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2
129		生活支援サービス (その他)	二次予防	数字	6	1 月間の限度額を単位数で 設定する			※S ※1 2
130			要支援 1	数字	6	同上			※S ※1 2
131			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2
132		ケアマネジメント	二次予防	数字	6	1 月間の限度額を単位数で 設定する			※S ※1 2
133			要支援 1	数字	6	同上			※S ※1 2
134			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2

項番	項目		属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考
						新規	変更	終了	
135	介護予防・日常生活支援総合事業費 (経過措置) 種類支給限度基準額	介護予防訪問入浴介護	要支援 1	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※1 2
136			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2
137		介護予防訪問看護	要支援 1	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※1 2
138			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2
139		介護予防訪問リハビリテーション	要支援 1	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※1 2
140			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2
141		介護予防通所リハビリテーション	要支援 1	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※1 2
142			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2
143		介護予防福祉用具貸与	要支援 1	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※1 2
144			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2
145		介護予防短期入所生活介護	要支援 1	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※1 2
146			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2
147		介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	要支援 1	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※1 2
148			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2

項番	項目		属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考
						新規	変更	終了	
149	介護予防・日常生活支援総合事業費 (経過措置) 種類支給限度基準額	介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	要支援 1	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※1 2
150			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2
151		介護予防居宅療養 管理指導	要支援 1	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※1 2
152			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2
153		介護予防特定施設 入居者生活介護	要支援 1	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※1 2
154			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2
155		介護予防認知症 対応型通所介護	要支援 1	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※1 2
156			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2
157		介護予防小規模多機能型 居宅介護	要支援 1	数字	6	1 月間の限度額を単位数で設定する			※S ※1 2
158			要支援 2	数字	6	同上			※S ※1 2

項番	項目		属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考
						新規	変更	終了	
159	介護予防・日常生活支援総合事業費 (経過措置) 種類支給限度基準額	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型以外)	要支援2	数字	6	1月間の限度額を単位数で設定する			※S ※12
160		介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	要支援2	数字	6	1月間の限度額を単位数で設定する			※S ※12

※1： 異動区分コードにより入力必須項目が異なる。(○：必須)

※12： 当該保険者が介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)未実施の場合、未設定とする。有効開始日が平成24年3月31日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)を実施する場合、すべての項目について設定する。

※S： 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

(8) 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目	属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
1	交換情報識別番号	英数	4	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報の識別番号を設定する	○	○	○	“5H11”固定
2	異動年月日	数字	8	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報に変更が生じた年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	○	○	○	※2
3	異動区分コード	数字	1	異動区分コードを設定する	○	○	○	1:新規 2:変更 3:終了
4	異動事由	数字	2	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報の異動事由を設定する	○	○	○	01（固定値）
5	保険者番号	数字	6	保険者コードを設定する	○	○	○	※4
6	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを設定する	○	○	○	※4
7	サービス項目コード	英数	4	サービス項目コードを設定する	○	○	○	
8	適用開始年月	数字	6	適用開始年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する	○			※3
9	適用終了年月	数字	6	適用終了年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する			○	※3
10	サービス名称	漢字	64	サービス名称を設定する	○			
11	単位数	数字	5	単位数を設定する	○			※S
12	算定単位	数字	2	算定単位を設定する	○			※4
13	制限日数・回数	数字	2	制限日数・回数を設定する				
14	算定回数制限期間	数字	2	制限日数・回数がある場合において、期間を設定する				※4
15	支給限度額対象区分	数字	1	支給限度額対象区分を設定する				※4
16	給付率	数字	3	給付率を設定する				※5
17	利用者負担額	数字	5	利用者負担額を金額で設定する				※S ※6
18	事業対象者実施区分	数字	1	事業対象者実施区分を設定する	○			※4
19	要支援1受給者実施区分	数字	1	要支援1受給者実施区分を設定する	○			※4
20	要支援2受給者実施区分	数字	1	要支援2受給者実施区分を設定する	○			※4

※1：異動区分コードにより入力必須項目が異なる。（○：必須）

※2：「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項：「年月日」欄」参照。（P.42）

※3：「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項：「年月」欄」参照。（P.42）

※4： 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※5： 定率のサービスの場合、「給付率」を設定する。

「給付率」は「100分の〇〇〇」の〇〇〇部分を「1～100」で設定することとする。

例えば、90%の場合は「90」、利用者負担額を0円にする場合は「100」を設定する。

※6： 定額のサービスの場合、「利用者負担額」を設定する。「利用者負担額」は、算定単位ごとの利用者負担額を円単位で設定する。例えば、利用者負担額を1回100円にする場合は「100」、利用者負担額を0円にする場合は「0」を設定する。

※S： 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

設定パターン例を別途提示予定

【インタフェース仕様書 サービス事業所編】

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報（複数レコード）

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	交換情報識別番号を設定する	○	“7113”固定
2	サービス提供年月	数字	6	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の該当するサービス提供年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する	○	※2
3	事業所番号	英数	10	請求を行ったサービス事業所等の事業所番号を設定する	○	※1
4	保険・公費等区分コード	数字	1	保険・公費等区分コードを設定する	○	※1
5	法別番号	数字	2	保険者請求分の場合は0、公費請求分の場合は法別番号を設定する。	○	※1
6	請求情報区分コード	数字	2	請求情報区分コードを設定する	○	※1
7	サービス費用	件数	数字 6	サービス費用の件数を設定する	○	※S
8		単位数	数字 11	サービス費用の単位数を設定する	○	※S
9		費用合計	数字 12	サービス費用の合計を設定する	○	※S
10		事業費請求額	数字 12	サービス費用の事業費請求額を設定する	○	※S
11		公費請求額	数字 12	サービス費用の公費請求額を設定する	○	※S
12		利用者負担	数字 12	サービス費用の利用者負担額を設定する	○	※S

※1 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※2 「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項:「年月」欄」参照。(P.42)

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付きアンパック(ゾーン)10進数形式項目〔以下:符号付き形式項目〕」
 なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なしアンパック(ゾーン)10進数形式項目〔以下:符号なし形式項目〕」である。

(2) 介護給付費請求明細書情報

格納が必要なレコードと様式の対応は以下の通りである。

様式第二の三 … 介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書

(訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費)

	様式第二・三の二	様式第二の三	様式第三・三の二	様式第四・四の二	様式第五・五の二	様式第六・六の七	様式第八	様式第九	様式第十	様式(予)
基本情報レコード	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
明細情報レコード(複数レコード)	○※7	○※7	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
明細情報(住所地特例)レコード(複数レコード)	○※7	○※7								
緊急時施設療養情報レコード(複数レコード)				○※1				○※1		
所定疾患施設療養費等情報レコード(複数レコード)								○※6		
特定診療費・特別療養費情報レコード(複数レコード)				○※2	○※2			○※2	○※2	
食事費用情報レコード							○※3	○※3	○※3	
集計情報レコード(複数レコード)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
特定入所者介護サービス費用情報レコード(複数レコード)			○※4	○※4	○※4		○※4	○※4	○※4	
社会福祉法人軽減額情報レコード(複数レコード)	○※5		○※5				○※5			

凡例：◎…必須レコード ○…請求内容により必要となるレコード 空白…不要なレコード

※1… 緊急時施設療養の請求がある場合のみ(様式第九は平成24年3月以前提供分まで)

※2… 特定診療費・特別療養費の請求がある場合のみ

※3… 食事費用の請求がある場合のみ

※4… 特定入所者介護サービス費等費用の請求がある場合のみ

※5… 社会福祉法人軽減額の情報がある場合のみ

※6… 緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費の請求がある場合のみ

※7… 明細情報レコード、明細情報(住所地特例)レコードのいずれか一方、又は両方入力

・基本情報レコード

項番	項目名		属性	バイト数	内容	備考
：						
4	事業所番号		英数	10	請求を行ったサービス事業所等の事業所番号を設定する	※3
：						
19	居宅サービス計画	居宅サービス計画作成区分コード	数字	1	居宅サービス計画作者の区分(作成者区分)を設定する	※3
20		事業所番号 (居宅介護支援事業所)	英数	10	居宅介護支援事業所番号を設定する。	項番19が「居宅介護支援事業所」のとき必須
：						

※3 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(インタフェース仕様書 共通編 P.31)

・明細情報レコード(複数レコード)

項番	項目名		属性	バイト数	内容	備考
：						
4	事業所番号		英数	10	請求を行ったサービス事業所等の事業所番号を設定する	※3
5	証記載保険者番号		数字	8	被保険者証記載の保険者番号を設定する	※3
6	被保険者番号		英数	10	被保険者証記載の被保険者の被保険者番号を設定する	※3
7	サービス種類コード		英数	2	サービス種類コードを設定する	※3 ※5
8	サービス項目コード		英数	4	サービス項目コードを設定する	※3 ※5
：						

※3 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(インタフェース仕様書 共通編 P.31)

※5 サービス提供年月が平成15年4月以降平成17年9月以前の場合、食事サービス(サービス種類コード50)の該当情報を設定する。

・明細情報(住所地特例)レコード(複数レコード)

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	交換情報識別番号を設定する	※1
2	レコード種別コード	数字	2	14を設定する (明細情報(住所地特例)レコード)	
3	サービス提供年月	数字	6	請求対象となるサービス提供年月 (西暦年月(YYYYMM))を設定する	※2
4	事業所番号	英数	10	請求を行ったサービス事業所等の事業所番号を設定する	※3
5	証記載保険者番号	数字	8	被保険者証記載の保険者番号を設定する	※3
6	被保険者番号	英数	10	被保険者証記載の被保険者の被保険者番号を設定する	※3
7	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを設定する	※3
8	サービス項目コード	英数	4	サービス項目コードを設定する	※3
9	単位数	数字	4	単位数を設定する	※4 ※S
10	日数・回数	数字	2	日数または回数を設定する	※S
11	公費1対象日数・回数	数字	2	公費1対象日数・回数	※S
12	公費2対象日数・回数	数字	2	公費2対象日数・回数	※S
13	公費3対象日数・回数	数字	2	公費3対象日数・回数	※S
14	サービス単位数	数字	6	対象分のサービス単位数を設定する	※S
15	公費1対象サービス単位数	数字	6	公費1対象分のサービス単位数を設定する	※S
16	公費2対象サービス単位数	数字	6	公費2対象分のサービス単位数を設定する	※S
17	公費3対象サービス単位数	数字	6	公費3対象分のサービス単位数を設定する	※S
18	施設所在保険者番号	数字	6	住所地特例対象者の場合で住所地のサービスを受ける場合は、入所(入居)する施設の所在する市町村の保険者番号を設定する	※3 ※5
19	摘要	英数	20		

※1 設定する内容は様式による。様式と交換情報識別番号の対応は P15 を参照のこと。

※2 「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項:「年月」欄」参照。(P.42)

※3 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※4 以下のサービスを記載する場合には、NULL もしくは0を設定する。

- ・ 福祉用具貸与(介護予防を含む)
- ・ 訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス(ただし、日割り計算用のサービスコード並びに算定単位が「1 回につき」及び「1 日につき」のサービスコードを記載する場合を除く)

※5 証記載保険者番号ではなく、住所地特例対象者が入所(入居)する施設の所在する市町村の保険者番号を設定する。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

(3) 介護給付費過誤決定通知書情報

・明細レコード(複数レコード)

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
8	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを出力する	※1
9	サービス種類名	漢字	24	サービス種類名を出力する	
10	過誤申立事由コード	英数	4	過誤申立事由コードを出力する	※1 ※3
11	過誤申立事由	漢字	56	過誤申立事由を出力する	
:					

※1 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※3 過誤の申立事由は、4桁の英数字属性のコードとし、申立情報作成の都度入力を行う。

(4) 介護給付費再審査決定通知書情報

・明細レコード(複数レコード)

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
8	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを出力する	※1
9	サービス種類名	漢字	24	サービス種類名を出力する	
10	再審査申立事由コード	英数	4	再審査申立事由コードを出力する	※1
11	再審査申立事由	漢字	48	再審査申立事由を出力する	
:					

※1 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

(5) 介護給付費支払決定額通知書情報
・明細レコード

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
9	事業所番号	英数	10	支払を受けるサービス事業所等の事業所番号を出力する	※2
10	振込金額	数字	12	支払決定金額を出力する	※S
11	介護給付費支払額	数字	12	介護給付費支払額を出力する	※S
12	主治医意見書作成料	数字	12	主治医意見書作成料を出力する	※S
13	主治医意見書作成料消費税	数字	12	主治医意見書作成料の消費税を出力する	※S
14	認定調査費委託料	数字	12	認定調査費委託料を出力する	※S
15	認定調査費委託料消費税	数字	12	認定調査費委託料の消費税を出力する	※S
16	介護予防・日常生活支援総合事業費支払額	数字	12	介護予防・日常生活支援総合事業費支払額を出力する	※S
17	電子証明書発行手数料(消費税を含む)	数字	12	電子証明書発行手数料(消費税を含む)を出力する	※S
18	合計金額	数字	12	支払決定金額の合計を出力する	※S
19	金融機関名	漢字	28	支払を受けるサービス事業所等の金融機関名を出力する	
20	金融機関支店名	漢字	28	支払を受けるサービス事業所等の金融機関支店名を出力する	
21	作成年月日	数字	8	金融機関への振込日(西暦年月日(YYYYMMDD))を出力する	※3
22	国保連合会名	漢字	30	支払を行なう国保連合会の連合会名を出力する	

※2 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※3 「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項:「年月日」欄」参照。(P.42)

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

<注意事項>

介護給付費支払決定額通知書情報には、平成26年11月より「項番17 電子証明書発行手数料(消費税を含む)」が追加される。

※平成25年12月24日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」参照。

(6) 主治医意見書作成料請求書情報

・基本情報レコード

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	交換情報識別番号を設定する	○	“71C1”固定
2	レコード種別コード	数字	1	レコード種別コードを設定する	○	“1”固定
3	事業所番号	英数	10	事業所番号を設定する	○	※1

・明細情報レコード(複数レコード)

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	交換情報識別番号を設定する	○	“71C1”固定
2	レコード種別コード	数字	1	レコード種別コードを設定する	○	“2”固定
3	証記載保険者番号	数字	6	被保険者証記載の保険者番号を設定する	○	※1
4	被保険者番号	英数	10	被保険者番号を設定する	○	※1
5	作成依頼年月日	数字	8	意見書の作成依頼年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する		※2
6	意見書作成年月日	数字	8	意見書の作成年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	○	※2
7	意見書送付年月日	数字	8	意見書の送付年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する		※2
8	意見書作成料種別	数字	1	意見書の作成料種別を設定する	○	※1
9	意見書作成料申請種別	数字	1	意見書の作成料申請種別を設定する	○	※1
10	意見書作成料	数字	8	意見書の作成料を設定する	○	※S
11	診断・検査費用	数字	8	診断・検査費用を設定する		※S
12	消費税	数字	8	請求額の消費税を設定する	○	※S
13	合計	数字	8	合計額を設定する	○	※S

※1 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※2 「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項:「年月日」欄」参照。(P.42)

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

<注意事項>

保険者が主治医意見書作成料支払業務を国保連合会に委託し、かつ、国保連合会が医療機関から直接主治医意見書作成料請求書を受け付ける運用としている場合に限り、医療機関が国保連合会に主治医意見書作成料請求書情報を提出する。

【インタフェース仕様書 居宅介護支援事業所編】

(1) 給付管理票情報

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力	備考
:						
4	事業所番号	英数	10	居宅介護支援事業所番号 又は介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)番号を設定する	○	※1
:						
15	居宅・介護予防・総合事業 支給限度額	数字	6	区分支給限度基準額を設定する	○	※4 ※5 ※S
:						※
17	事業所番号 (サービス事業所)	英数	10	サービス事業所番号を設定する	○	※1 ※4
18	指定/基準該当/地域密着 型サービス/総合事業識別 コード	数字	1	指定/基準該当/地域密着 型サービス/総合事業識別 コードを設定する	○	※1 ※4
:						

※1 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※4 給付管理票種別および給付管理票明細行番号によって設定する内容が異なる項目の設定方法は次の通り。
なお、個々のサービス内容を設定する場合は、給付管理票明細行番号に明細レコードを表す01～98を指定する。小計/合計内容を設定する場合には、給付管理票明細行番号に終端レコードを表す99を指定し、終端レコードで利用しない項目については値を設定しない。

		居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 給付管理票	
8	給付管理票明細行番号	01～98	99
15	居宅・介護予防・総合事業 支給限度額	—	単位数
17	事業所番号 (サービス事業所)	事業所番号	—
18	指定/基準該当/地域密着型サービス /総合事業識別コード	コード値	—
19	サービス種類コード	コード値	—
20	給付計画単位数/日数	単位数	—
21	限度額管理期間における前月までの給 付計画日数	—	—
22	指定サービス分小計	—	—
23	基準該当サービス分小計	—	—
24	給付計画合計単位数/日数	—	単位数
25	担当介護支援専門員番号	—	介護支援専門員番号
26	委託先の居宅介護支援事業所番号	—	事業所番号
27	委託先の担当介護支援専門員番号	—	介護支援専門員番号

※5 以下のとおり設定する。

項番	項目名	設定内容
2	対象年月	サービスの給付対象年月(西暦年月(YYYYMM))を設定する
7	給付管理票種別区分コード	3:居宅サービス・介護予防サービス・ 総合事業 給付管理票を設定
15	居宅・介護予防・ 総合事業 支給限度額	居宅サービス区分支給限度基準額(単位数)を設定する(バウチャ等利用があり、居宅サービス区分支給限度基準額の事前切り分けがある場合は、バウチャ分を差し引いた額(単位数)を設定する)
20	給付計画単位数／日数	給付計画単位数を設定する
21	限度額管理期間における前月までの 給付計画日数	設定不要
22	指定サービス分小計	設定不要
23	基準該当サービス分小計	設定不要
24	給付計画合計単位数／日数	当月サービス単位数合計を設定する

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

受給者異動連絡票の設定内容について

事業対象者については以下の通り設定することとする。

設定項目凡例

◎:事業対象者である場合、必須にて設定される項目
 ○:事業対象者である場合、必要に応じて設定される項目
 △:事業対象者について設定の必要はないが、充当処理のため、設定される可能性のある項目(受付時にチェックを行っていない)

No.	項目名	内容	現状必須入力			事業対象者	
			新規	変更	終了	設定項目	設定内容
1	交換情報識別番号	受給者異動連絡票情報の識別番号を設定する	○	○	○	◎	
2	異動年月日	受給者の資格を取得または変更等が生じた年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	○	○	○	◎	
3	異動区分コード	異動区分コードを設定する 1:新規、2:変更、3:終了	○	○	○	◎	
4	異動事由	受給者情報の異動事由を設定する 01:受給資格取得、02:受給資格喪失、03:広域連合における受給者の市町村間異動（政令市における受給者の区間異動）、04:合併における新規、99:その他異動	○	○	○	◎	
5	証記載保険者番号	被保険者証記載の保険者番号を設定する	○	○	○	◎	
6	被保険者番号	被保険者番号を設定する	○	○	○	◎	
7	被保険者氏名（カナ）	被保険者氏名をカナ文字で設定する	○			◎	
8	生年月日	生年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	○			◎	
9	性別コード	性別コードを設定する 1:男、2:女	○			◎	
10	資格取得年月日	資格取得年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	○			◎	
11	資格喪失年月日	資格喪失年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する			○	○	
12	老人保健市町村番号	老人保健市町村番号を設定する				△	
13	老人保健受給者番号	老人保健受給者番号を設定する				△	
14	公費負担者番号	福祉事務所番号を設定する 福祉事務所からの異動情報提出時のみ設定する				○	
15	広域連合（政令市）保険者番号	受給者が広域連合又は政令市の市町村（行政区）に属する場合にのみ広域連合又は政令市の保険者番号を設定する				○	
16	申請種別コード	申請種別コードを設定する 1:新規申請、2:更新申請、3:変更申請、4:職権				△	事業対象者である場合、現時点で使用しない想定 審査処理においても当該項目は参照しない方針
17	変更申請中区分コード	変更申請中区分コードを設定する 1:申請無し、2:申請中、3:決定済み				△	
18	申請年月日	要介護状態区分の変更を申請した年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	
19	みなし要介護区分コード	みなし要介護区分コードを設定する 1:通常の認定、2:みなし認定（旧措置入所者）、3:やむを得ない事由	○			◎	新規の場合「1:通常の認定」を設定 変更の場合は、従前内容を充当
20	要介護状態区分コード	要介護状態区分コードを設定する 01:非該当、06:事業対象者、12:要支援1、13:要支援2、21:要介護1、22:要介護2、23:要介護3、24:要介護4、25:要介護5	○			◎	「06:事業対象者」を設定
21	認定有効期間（開始年月日）	認定有効期間の開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	○			◎	
22	認定有効期間（終了年月日）	認定有効期間の終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	○			×	認定有効終了日を未設定とする
23	居宅サービス計画作成区分コード	居宅介護支援事業者または自己作成の区分を設定する 1:居宅支援事業所作成、2:自己作成、3:介護予防支援事業所・地域包括支援センター作成				○	設定する場合は、「3:介護予防支援事業所・地域包括支援センター作成」を設定
24	居宅介護支援事業所番号	居宅介護支援事業所の番号を設定する				○	
25	居宅サービス計画適用開始年月日	居宅サービス計画の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				○	
26	居宅サービス計画適用終了年月日	居宅サービス計画の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				○	
27	訪問通所サービス支給限度基準額	被保険者証記載の訪問通所サービス支給限度基準額を単位数で設定する	○			◎	要支援2の区分支給限度額と同額を設定
28	訪問通所サービス上限管理適用期間開始年月日	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	○			◎	
29	訪問通所サービス上限管理適用期間終了年月日	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	○			×	上限管理適用終了日を未設定とする
30	短期入所サービス支給限度基準額	被保険者証記載の短期入所サービス支給限度基準額を日数で設定する				△	短期入所は平成13年12月末で終了
31	短期入所サービス上限管理適用期間開始年月日	短期入所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	
32	短期入所サービス上限管理適用期間終了年月日	短期入所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	
33	公費負担上限額減額の有無	公費負担上限額減額の有無を設定する 1:無し、2:有り	○			◎	
34	償還払化開始年月日	償還払化開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	給付制限は適用外とする
35	償還払化終了年月日	償還払化終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	
36	給付率引下げ開始年月日	給付率引下げ開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	
37	給付率引下げ終了年月日	給付率引下げ終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	

No.	項目名	内容	現状必須入力			事業対象者	
			新規	変更	終了	設定項目	設定内容
38	減免申請中区分コード	減免申請中区分コードを設定する 1:申請無し、2:申請中、3:決定済み				△	減免は適用外とする
39	利用者負担区分コード	利用者負担区分コードを設定する 1:利用者負担、2:旧措置入所者利用者負担				△	
40	利用者・旧措置入所者利用者負担給付率	利用者負担減免等により給付率が変更された場合に100分の〇〇〇で設定する				△	
41	利用者・旧措置入所者利用者負担適用開始年月日	給付率の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	
42	利用者・旧措置入所者利用者負担適用終了年月日	給付率の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	
43	標準負担・特定標準負担標準負担区分コード	標準負担区分コードを設定する				×	食事提供費は平成17年9月末で終了
44	標準負担・特定標準負担負担額	負担額を設定する				×	
45	標準負担・特定標準負担負担額適用開始年月日	負担額適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				×	
46	標準負担・特定標準負担負担額適用終了年月日	負担額適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				×	
47	特定入所者介護サービス特定入所者認定申請中区分コード	特定入所者認定申請中区分コードを設定する				△	
48	特定入所者介護サービス特定入所者介護サービス区分コード	特定入所者介護サービス区分コードを設定する				△	特定入所者介護サービスは適用外とする
49	特定入所者介護サービス課税層の特例減額措置対象	利用者負担第4段階の者で当該措置該当の有無をコードで設定する				△	
50	特定入所者介護サービス食費負担限度額	食費負担限度額を設定する				△	
51	特定入所者介護サービス居住費（ユニット型個室）負担限度額	居住費（ユニット型個室）負担限度額を設定する				△	
52	特定入所者介護サービス居住費（ユニット型準個室）負担限度額	居住費（ユニット型準個室）負担限度額を設定する				△	
53	特定入所者介護サービス居住費（従来型個室（特養等））負担限度額	居住費（従来型個室（特養等））負担限度額を設定する				△	
54	特定入所者介護サービス居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額	居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額を設定する				△	社会福祉法人軽減は対象外とする
55	特定入所者介護サービス居住費（多床室）負担限度額	居住費（多床室）負担限度額を設定する				△	
56	特定入所者介護サービス負担限度額適用開始年月日	負担限度額適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	
57	特定入所者介護サービス負担限度額適用終了年月日	負担限度額適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	
58	社会福祉法人軽減情報軽減率	社会福祉法人軽減の軽減率を設定する				△	
59	社会福祉法人軽減情報軽減率適用開始年月日	軽減率の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	住所地利例対象者の場合設定する ※住所地利例対象者区分コードに「2:該当」が設定された場合、施設所在保険者番号、住所地利例適用開始年月日を入力必須とする
60	社会福祉法人軽減情報軽減率適用終了年月日	軽減率の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	
61	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無	小規模多機能型居宅介護、及び、複合型サービスの利用開始月における居宅サービス等の利用の有無コードを設定する				△	
62	後期高齢者医療資格保険者番号（後期）	保険者番号（後期）を設定する				△	
63	後期高齢者医療資格被保険者番号（後期）	被保険者番号（後期）を設定する				△	
64	国民健康保険資格保険者番号（国保）	保険者番号（国保）を設定する				△	
65	国民健康保険資格被保険者証番号（国保）	被保険者証番号（国保）を設定する				△	住所地利例対象者の場合設定する ※住所地利例対象者区分コードに「2:該当」が設定された場合、施設所在保険者番号、住所地利例適用開始年月日を入力必須とする
66	国民健康保険資格個人番号（国保）	個人番号（国保）を設定する				△	
67	二次予防事業区分コード	二次予防事業区分コードを設定する 1:非該当、2:該当				△	
68	二次予防事業有効期間開始年月日	二次予防事業有効期間の開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	
69	二次予防事業有効期間終了年月日	二次予防事業有効期間の終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				△	
70	住所地利例対象者区分コード	住所地利例対象者の区分を設定する 1:非該当、2:該当				○	住所地利例適用開始年月日には、平成27年4月1日以降の日付を設定する
71	施設所在保険者番号	住所地利例対象者が居住する市町村の保険者番号を記載する				○	
72	住所地利例適用開始年月日	住所地利例の適用開始年月日（YYYYMMDD）を設定する				○	
73	住所地利例適用終了年月日	住所地利例の適用終了年月日（YYYYMMDD）を設定する				○	
74	特定入所者介護サービス居住費（新1）負担限度額	居住費（新1）負担限度額を設定する				△	検討中
75	特定入所者介護サービス居住費（新2）負担限度額	居住費（新2）負担限度額を設定する				△	
76	特定入所者介護サービス居住費（新3）負担限度額	居住費（新3）負担限度額を設定する				△	